

平成29年第2回東大和市議会定例会会議録第12号

平成29年6月2日（金曜日）

出席議員（21名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
7番	関田貢君	8番	中村庄一郎君
9番	和地仁美君	10番	根岸聡彦君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	14番	関野杜成君
16番	佐竹康彦君	17番	荒幡伸一君
18番	中間建二君	19番	東口正美君
20番	木戸岡秀彦君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（4名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	尾崎潔君	主事	須藤孝桜君

出席説明員（29名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	田代雄己君
総務部長	広沢光政君	総務部参事	東栄一君
市民部長	村上敏彰君	子育て支援部長	吉沢寿子君
福祉部長	田口茂夫君	環境部長	松本幹男君
都市建設部長	直井亨君	学校教育部長	阿部晴彦君
学校教育部参事	岡田博史君	社会教育部長	小俣学君
総務管財課長	岩本尚史君	納税課長	中野哲也君
地域振興課長	大法努君	子育て支援部副	榎本豊君
保育課長	宮鍋和志君	子育て支援部副	梶川義夫君

青少年課長 新海隆弘君  
障害福祉課長 小川則之君  
環境課長 関田孝志君  
建築課長 中橋健君  
学校教育部  
副参事 吉岡琢真君

生活福祉課長 川田貴之君  
健康課長 志村明子君  
土木課長 寺島由紀夫君  
教育総務課長 石川博隆君

## 議事日程

第 1 一般質問

## 本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時29分 開議

○議長（押本 修君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

日程第1 一般質問

○議長（押本 修君） 日程第1 一般質問を行います。

---

◇ 上 林 真 佐 恵 君

○議長（押本 修君） 通告順に従い、3番、上林真佐恵議員を指名いたします。

[3番 上林真佐恵君 登壇]

○3番（上林真佐恵君） おはようございます。議席番号3番、上林真佐恵です。通告に従いまして、一般質問を行います。

1番、児童が安心して過ごせる放課後の居場所について。

昨今の児童を取り巻く環境は、家庭のさまざまな事情により多様化しています。共働き世帯の増加や祖父母の介護、2世帯住宅や近所に祖父母が住んでる場合でも、祖父母も働かざるを得ない状況にある御家庭も多く、児童が放課後、安心して過ごせる居場所を確保することの必要性はますます高まっていると考えます。

そこで、以下、2点、伺います。

①学童保育について。

ア、待機児童対策について。

イ、放課後子ども総合プランに基づく行動計画について。

ウ、今後の課題について。

②放課後等デイサービスについて。

ア、現状と今後の市の取り組みについて。

イ、今後の課題について。

2、東大和市子ども・子育て支援事業計画について。

来年度に向けて東大和市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しが行われることを受け、正確な保育料の見込みを算定すること、見込み量に応じた保育定員の確保と同時に保育の質の水準を高めていくことが重要だと考えます。

そこで、以下、2点、伺います。

①現状について。

②今後の課題と計画の見直しについて。

3、福祉作業所の送迎について。

市内の民間福祉作業所での送迎について、保護者の高齢化等により困難に直面してる市民の方がいらっしゃいます。市としても民間の福祉作業所や利用者に対し、何らかの支援が必要と考え、以下、2点、伺います。

①現状について。

②今後の課題について。

壇上での質問は以上とし、再質問につきましては御答弁を踏まえ自席にて行います。よろしくお願いたします。

〔3 番 上林真佐恵君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、学童保育における待機児童対策についてであります。学童保育所の待機児童数は平成29年5月1日現在、241人となっております。待機児童となった場合でも、放課後を安心安全に過ごすことができるよう、児童館及び学校施設を活用したランドセル来館事業で全ての児童の受け入れを実施しております。今後、立野みどり保育園の移転後の建物を活用した民設民営による学童保育所を設置し、待機児童の削減を図ってまいります。

次に、放課後子ども総合プランに基づく行動計画についてであります。市ではこの行動計画を東大和市子ども・子育て支援事業計画の中に包含し、子ども・子育て支援体制の一体的な構築を目指しております。この行動計画では、放課後子ども教室と学童保育所の連携を推進し、全ての子供たちが主体的に育つよう、子供たちの居場所づくりに取り組むものであります。現在3カ所の小学校におきまして、放課後子ども教室と学童保育所の連携を行っており、今後も他の小学校での連携を目指し、関係者との協議を行っているところであります。また、この行動計画の中では、およそ半数の学童保育所を小学校内で実施することを目指しておりますことから、今後、実現に向けて教育委員会との協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、学童保育における今後の課題についてであります。保護者の働き方やさまざまな価値観に応じたニーズが多様に広がっておりますことから、これらのニーズも踏まえながら、子供たちの放課後の安心安全な生活や育成の支援を図るため、活動場所、指導員等の確保及び増員などによる受け入れ体制や安全対策等の充実に取り組んでいくことが、今後の課題であると考えております。

次に、放課後等デイサービスの現状と今後の取り組みについてであります。現在、放課後等デイサービスを提供する事業所が市内に2カ所ありますことから、利用者の方から市内での事業所設置を求める声が寄せられております。市では、平成29年度予算におきまして給付費の増額を行い、市内での事業所設置に対応することとしております。現在、市内の複数の障害福祉サービス事業所におきまして開設準備を進めているところであります。

次に、今後の課題についてであります。放課後等デイサービスにつきましては、事業所において適切なサービスが提供されるよう、国が放課後等デイサービスガイドラインを示しております。市といたしましては、国のガイドラインに沿った適切なサービスが提供されるよう、開設準備を進めている事業所に対し、適切な指導や助言を行っていくことが課題であると認識しております。

次に、東大和市子ども・子育て支援事業計画の現状についてであります。平成27年4月から子ども・子育て支援制度が創設されたことに伴い、市では平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とする東大和市子ども・子育て支援事業計画を策定しました。この計画の進捗管理につきましては、東大和市子ども・子育て支援会議におきまして、毎年度、確認と評価を行っており、その結果を市公式ホームページ等で公表しております。

次に、今後の課題と計画の見直しについてであります。平成27年度の計画開始時と比べ、計画に定める見込み量と実績値に変動があること、並びに計画策定後に新たに対象となった事業で、現在実施している事業もありますことから、計画の中間年に当たります平成29年度に見直し及び補正を行っていくことが必要であるとと考えております。そのため、今後、各事業の必要量の分析を行い、関係機関との情報共有を図りながら、見直

し作業を適切に行ってまいりたいと考えております。

次に、福祉作業所の送迎の現状についてであります。現在、市内には就労継続支援B型や生活介護などの障害者の日中活動の場としての施設が13カ所あります。これらの施設のうち、自力での通所が困難な方に対しまして送迎を行っている事業所が7カ所あります。

次に、今後の課題についてであります。現在、日中活動の場を利用している方々が、障害の重度化や高齢化により通所が困難になることが見込まれます。これらの方々が引き続き日中活動の場を利用できるよう支援していくことが、今後の課題であると認識しております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○3番(上林真佐恵君) それでは、再質問をさせていただきます。

まず1番のところですが、学童保育について、待機児童対策についてということですが、5月1日現在241人という御答弁だったんですが、各クラブごとの待機児童数の内訳を教えてください。

○青少年課長(新海隆弘君) 第一クラブ、39名、第二クラブ、102名、第三クラブ、3名、第四クラブ、32名、第五クラブ、22名、第六クラブ、8名、第七クラブはゼロ名、第八クラブ、11名、第九クラブ、ゼロ名、第十クラブ、12名、桜が丘クラブ、12名、合計241名であります。

○3番(上林真佐恵君) ありがとうございます。

以前から言われてるように、かなり地域差があるということだと思んですが、立野みどり保育園移転後の建物を活用して設置する民設民営の学童保育所の対象となる小学校と定員数を教えてください。

○青少年課長(新海隆弘君) 主に第二小学校及び第八小学校の児童の利用を想定しております。定員数につきましては、70名程度を見込んでおります。

以上です。

○3番(上林真佐恵君) 特に待機児童の多い二小学区での待機児童解消に一定の効果が見込まれるというふうに思うんですが、市内の他の公立の学童保育所と条件等の違いがあるのかどうか、予算委員会的时候にも御答弁いただいたんですが、そのときと変わらないかどうかということも含め再度確認を教えてください。

○青少年課長(新海隆弘君) 今後、事業者と詳細については調整してまいります。育成料、間食費、あと退所時や延長保育につきましては、公設の学童保育所と同じ形で実施していただく予定であります。

以上です。

○3番(上林真佐恵君) 延長保育の部分について、もう少し保護者の方がとる手続ですとか料金についても同じなのかどうか確認を教えてください。

○青少年課長(新海隆弘君) 延長育成料につきましても、今の公設学童と同じ料金でお願いしたいと思っております。定期利用につきましては、今公設学童は月額2,500円、1回利用は1回500円となっておりますので、手続につきましてもほかの公設学童と同じように市のほうで受け付けを行って処理したいと思っております。

以上です。

○3番(上林真佐恵君) ありがとうございます。

当市では、御答弁にもありましたが、学童保育に入所できなかった児童に対してランドセル来館事業を行っているかと思いますが、このランドセル来館事業と学童保育の違いについて、入所資格、開所時間など、それぞれ確認させてください。

○青少年課長（新海隆弘君） ランドセル来館事業の利用者は、学童保育所の利用申請をされた方で、入所保留となったお子さんが対象となります。

違いにつきましては、学童保育所は専用の施設があるのに対し、ランドセル来館事業は児童館及び第二・第四小学校の一部で実施しております。学童保育所の利用時間は、放課後から午後6時まで、さらに延長利用を希望すると午後7時まで利用が可能です。学校の休業日は、午前8時から午後6時までで、同じく延長利用を希望すると午後7時まで利用できます。利用に当たり、育成料、間食費、延長育成料などの保護者負担があります。対してランドセル来館事業は、放課後から午後5時までとなっています。なお、今年度より第二小学校での実施のみ、午後6時まで試行しております。学校の休業日については、午前8時30分から利用ができます。利用料などの保護者負担はありません。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 実は昨年度までは学童保育所を利用できていたけれども、今年度になって学童保育を退所になってしまい、入所保留というふうになってしまい、ランドセル来館に移ることになってしまったという保護者の方がいまして、その方から相談を受けたんですけども、その内容としては、1年生のときは学童保育を利用できていたので7時まで延長保育があったが、2年生になって入所保留となってしまって、ランドセル来館は利用できるけれども、5時までしか預けられないということで、仕事の都合がつかず大変困っているということでした。御夫婦ともに都内にお勤めで、夏休みなど長期休暇の際も、学童の際は朝8時から預けられたんですが、ランドセル来館の場合、8時半からになってしまうので、まず保護者の方が先に家を出るような形になり大変心配しているということでした。この御相談のように、1年生のときは学童保育に入所できたけれども、2年生になって学童保育のほうは入所保留となってしまった方が何名いらっしゃるのか教えてください。

○青少年課長（新海隆弘君） 全体の統計はとっておりませんが、待機児童の多い第二クラブの数字はございます。28年度、学童クラブを利用していたお子さんのうち、29年度はランドセル来館事業に登録となったお子さんが30名いる現状でございます。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） この相談者の方、大変せっぱ詰まって御相談に来られたんですけども、このような事例に対して市はどのように対応しているのか、どのように対応していくのか、市の認識を教えてください。

○青少年課長（新海隆弘君） 年齢の低いお子さんのほうが放課後の安心安全な生活の場の確保が必要であるという認識から、保護者の状況が同じ場合は、低学年の方が入所基準数を高く設定しております。そのため、1年生のときは学童保育所を利用していたけれども、2年生では入所保留となり、ランドセル来館事業の利用となる場合があることは承知しております。施設に限りがあることから、より保育を必要としている1年生の受け入れを優先していることに御理解と御協力をお願いしている現状です。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） より小さいお子さん、1年生優先というのはもちろん理解はできるんですけども、ただそのお子さんの性格や保護者の考え方によっては、2年生でもまだ留守番させるのは心配、1人で学童に行かせるのは心配ということは当然あるかというふうに思います。

先ほどの相談者の方の場合は、ランドセル来館の後、冬場は5時で、5時ごろでもうかなり暗くなってしまうし、この春、3年生の女の子が連れ去られて命を奪われるという事件もありましたし、大変心配されて

いて、1人で家まで帰らせて、その後、留守番させるわけにはいかないということで、いわゆるベビーシッターのようなサービスを利用することにしたということでしたが、大変費用の面ですとか、あとお子さんがその方になれるのかとかというようなことをいろいろ心配しておられました。

また、その方は兄弟はおられないんですが、今年度、兄弟で1年生は学童保育、上のお子さんはランドセル来館というように預け先が分かれている御家庭というのはあるのでしょうか。

○**青少年課長（新海隆弘君）** 今議員がおっしゃったようなケースは実際にございます。児童館と学童が隣接している場所では、学童とランドセル来館に分かれてしまっても、上のお子さんが下のお子さんを連れて一緒に帰ることが多いと聞いております。

以上です。

○**3番（上林真佐恵君）** 上のお子さんが下のお子さんを連れて帰るといようなお話は、私も実際耳にするんですけども、上のお子さんもまだ3年生とか4年生ぐらいだったりすると、友達と遊ぶ約束をしてしまったり、忘れちゃったりというようなこともあって、お迎えに行かなくて指導員の方が困ってたとか、そういうことも往々にしてあるというふうに、いろいろそういう話を聞いていて、お迎え一つとっても保護者の方々、大変いろいろ気苦労が絶えないという実態があるというふうに思います。

「小1の壁」という言葉ありますけれども、そこは突破できたけれど、小学校2年生になって学童を出ないといけない形になって、勤務時間の問題で、これまで積み重ねたキャリア形成、どうなってしまうのか、保護者の皆さんにとっては本当に今後の人生を左右するような切実な問題だというふうに、今回、相談の内容を聞いてましてそういうふうに思いました。

保護者の方が安心して働けるように、その条件を保障するという側面もあるんですけども、同時に何よりやはり児童が放課後、保護者の方が帰ってくるまで安心して過ごせる場所を確保するという責任が市にはあると思うんですが、その点の認識を教えてください。

○**青少年課長（新海隆弘君）** 当市におきましては、待機児童となった場合でも放課後の時間を安心安全に過ごすことができるように、現在、ランドセル来館事業によって待機児童の全員受け入れを実施しているところがございます。

以上です。

○**3番（上林真佐恵君）** ランドセル来館事業、もちろん大変ありがたいという声は、そういう声もちろん聞いているんですけども、一方で今御紹介したように、困ってしまったという御家庭もあることは事実ですので、ランドセル来館はあくまでも緊急対策ということにとどめて、学童保育そのものの量の拡大を図る必要があるというふうに思います。

また、三小、五小、六小の学区についても、今後、東京街道団地や向原団地の都市計画、どうなるかによって子供の数がふえるという可能性も大きいと思うんですが、今後の学童保育のニーズがどう推移していくと見込んでいるのか、市の認識を教えてください。

○**青少年課長（新海隆弘君）** 各学区における未就学児童数の推移を見ますと、いずれも減少傾向にあります。今後の学童保育のニーズについてですけども、東京街道団地が完成し入居が開始されるまでは、現状と同レベルか減少ぎみで推移していくものではないかと思われま。

以上です。

○**3番（上林真佐恵君）** 東京街道団地については、その入居が始まってからの見込みというのは、現在まだそ

の辺は、算定というか見込みは立てておられないのでしょうか。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 現在、担当のほうからも聞いてるところによりますと、やはりその量とか時期というのははっきりしてないということでございますので、そちらにつきましてはその計画ができたところで推計をするというような作業に入るのかなというふうには思っているところでございますけど、現在のところは時期等がまだはっきりしておりませんので、推計できる段階ではないというふうに認識しているところでございます。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 少なくとも東京街道団地については、新しい住民の方々が今後入居されてくるということはわかっていると思うので、現状200人、待機児童の方いらっしゃるということを考えても、ランドセル来館があるからということではなくて、学童保育そのものを早急にふやしていくということが求められていると思うんですが、もう一度、その点について市の認識を教えてください。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 東京街道団地ですと、学区でいいますと三小学区になろうかと思えますけれども、三小学区のこの数年間、五、六年間の未就学児の推移を見ますと3割ぐらい減をしているというところがございまして、やはり3割という数字が、今ちょっと手元にはございせんけども、その分のお子さんが入ってきても今後は耐えられるのではないかなというふうには、現状では思っているところでございます。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） その見込みを立てるって、やっぱり大事なことだと思いますので、よく情報を共有してスピード感を持って、おくれをとらないように対応していただきたいというふうに思います。

続きまして、イの放課後子ども総合プランに基づく行動計画というところに移りたいと思いますが、放課後子ども教室と学童クラブとの連携事業について、3校で今行っているということですけども、今年度、新たに連携を行う予定があれば教えてください。

○青少年課長（新海隆弘君） まだ決定はしておりませんが、現在、第十小学校での連携事業について、実現に向けた調整が進んでいます。そのほかの場所についても、今後実現に向けた話し合いを行っていきます。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

現在の制度では、連携を行ってない学校の場合は、学童保育のお子さんは放課後子ども教室は利用できないということになってるかと思うんですが、学童保育を利用している方で放課後子ども教室もあわせて利用したいと希望している方は非常に多いということは、市も認識されているというふうに思います。平成31年までには全校での連携事業を目指すという予定になっていると思うんですが、もう少し具体的にスケジュールなどあれば教えていただきたいんですが。

○青少年課長（新海隆弘君） 今議員のほうからお話がありましており、学童保育所を利用しながら放課後子ども教室も利用したいという声があることは承知しております。現在は行動計画の実現に向けて関係者との協議を進めているところでありまして、具体的なスケジュールと申しますと、各地区との話し合いを進めているという段階であります。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 学校との協力体制の構築ですとか、いろいろ課題があると思うんですが、現在、市が



解決しなければならないと思っている課題は何か教えてください。

○青少年課長（新海隆弘君） その活動ごとに応じた場所の確保ですとか、あとスタッフの確保などが課題だと思っております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） スタッフの確保については、もう今募集をしているのか、どのような形で募集をされているのか、また労働条件についても教えてください。

○青少年課長（新海隆弘君） スタッフの確保については、小学校及び市内の各施設へのポスター掲示や市報への募集記事の掲載などを行っております。そのほか、各スタッフの皆さんの口コミによる人員確保もお願いして行っているところです。スタッフは、皆さんボランティアでお願いしていますが、謝金という形でお礼はしています。従事していただく時間は、4月から9月の期間は午後4時半まで、10月から3月までは午後4時までをお願いしております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） スタッフの方々には、児童にけがなどがないようにしっかりと見守らなくてはならないという責任があると思いますので、その責任の重さに見合った労働条件等、報酬を保障していただきたいと思うんですが、その点について市の認識を教えてください。

○青少年課長（新海隆弘君） 放課後子ども教室のスタッフの皆さんは、先ほどお話ししたようにボランティアでお願いしております。ボランティアではありますけれども、コーディネーターの方へ1時間850円、学習アドバイザー及び安全管理員の方へ1時間600円を謝金という形でお礼をしています。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） こちらについては、ぜひスタッフの方々の声もよく聞いていただいて、しっかりとした処遇を保障していただきたいというふうに思います。

また、学童保育の学校敷地内への移行について、どの程度、今協議が進んでいるのか、進捗を教えてください。

○青少年課長（新海隆弘君） 学校内学童の設置につきましては、これまでも教育委員会と連携し、進めているところでございます。現在は直接学校のほうへ伺い、計画の説明や場所の確保への協力依頼などを始めたところであります。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 行動計画のほうには、平成31年度までにというふうに書かれているんですけども、これは平成31年度の4月からスタートという認識で正しいのかどうか確認をさせてください。

○青少年課長（新海隆弘君） 計画では平成31年度までに、およそ2分の1を小学校内で実施することを目指すとなっておりますので、計画の進行によっては一部は平成30年度からのスタートとなる場合も考えられます。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 時間があと2年ぐらいしかないというふうに思いますので、ぜひ具体的な計画もそろそろ示していただきたいなというふうに思うんですが、学校内に移設するというので、以前、質問した際には空き教室を利用するという御答弁だったと思うんですが、その際に学童保育の設置基準というものをどういうふうにするのか、また以前も聞いたんですけども、再度、具体的に教えていただきたいと思います。

○青少年課長（新海隆弘君） 学童保育所には面積基準がありまして、児童1人につき、おおむね1.65平米以上

の占有区画を確保するというものがあります。それについて確保していきます。そのほか所持品を収納する棚や、生活に必要な備品、あと遊びを豊かにするための遊具や図書などを整備してまいりたいと考えております。以上です。

○3番(上林真佐恵君) 当然基準を守っていただくということはあるんですけども、専用区画というのを確保して児童が放課後の生活を送る場としてふさわしい設備を整えることが必要だと思うんですが、ごめんなさい、今ちょっと聞き逃したかもしれないんですけど、専用区画というのは確保していただけるのでしょうか。

○青少年課長(新海隆弘君) 確保していく考えでございます。

○3番(上林真佐恵君) ありがとうございます。

また、ちなみに体調が悪くなってしまった場合ですとか、低学年の子なんかは最初すごく疲れてしまって、よく学童、お迎え行くと寝てる子とかもいるので、そういう保護者の方が迎えに来るまでの間、休んだりするというのも考えられるんですが、学校内を使う場合、学校の保健室を利用するというようなことは可能なのでしょうか。

○青少年課長(新海隆弘君) 放課後の活動となりますことから、放課後の保健室の利用については、今後、学校との調整等が必要になると考えております。

以上です。

○3番(上林真佐恵君) 保健室を利用できるかどうかというのは、今後ということですけども、いずれにしても児童が体を休めたり、体調がちょっと悪いときに休む場所というのは必ず必要だと思いますので、いずれにしてもそういう場所を整備するというふうに考えておられるのかどうか、その点を確認させてください。

○青少年課長(新海隆弘君) 学童保育所は、先ほど申しあげましたとおり1人当たり1.65平米以上の専用区画を設けたいと考えておると、あと議員がおっしゃるようにお子さんが静養する場所というのにも必要だと考えておりますので、設置するに当たってはその辺も考慮しながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○3番(上林真佐恵君) ありがとうございます。

基準の大切さについては、私もこれまでも何度も質問させていただいてまして、学校の空き教室を利用する場合でも学童保育と同じ基準でやっていくという、過去にもそういう答弁だったし、きょうもそういう御答弁だったというふうに思うんですが、今後この考えに変わりはないのかどうか、この考えに基づいてしっかりやっていただけるのかどうか、再度確認をさせてください。

○青少年課長(新海隆弘君) 考えに変わりはありません。

以上です。

○3番(上林真佐恵君) ありがとうございます。

以前、この行動計画について一般質問させていただいた際に、学校敷地内につくった後に、今ある学童保育をそのまま運営するのか、閉所にするかどうかはそのときの保育料のニーズの動向を見て判断するという御答弁だったかと思うんですけども、最初の質問のところでも申しあげましたが、今待機児童、220いるということを考えても、また今後の東京街道団地や向原団地の都市計画によって、子育て世帯がふえるという可能性を考えても、今ある学童保育を残していく必要があると思うんですけども、その点について市の認識を伺います。

○子育て支援部長(吉沢寿子君) 待機児童につきましては、地域によりまして人数が大きく異なっております。

そのため移設する学童保育所がどの地域であるかによって、その後の施設の活用なども変わってくるというふうに考えておりますので、今後、学童が民設民営もこれからつくっていくこととなりますけれども、その後の状況につきましては、その時々ニーズとか、それから国の施策の状況、そういったさまざまなものから判断をしながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○3番(上林真佐恵君) 現在ある学童保育の多くは児童館に併設されているかと思うんですけれども、学校から離れているためにとっても心配だという保護者の方の声、よく聞くんですが、また同時に児童館の中に学童保育所があるので児童館に遊びに行くこともできるし、学童に入っていない子が、お友達が児童館に遊びに来て、その子と遊んだりとかできるということで、これはこれで児童館の中にあるということに、大変満足しておられる保護者も少なくないというふうに感じています。ぜひ保護者の方々ですとか、日々、児童と接して下さっている指導員の方々の意見も、行動計画の今後にもある学童保育をどうするのかということを考えるときに、そういう意見を反映させていただきたいというふうに思います。

続きまして、今後の課題についてというところに移りたいと思います。

市長の御答弁の内容について、もう少し具体的に教えていただきたいんですが、活動場所の確保により受け入れ体制の充実に取り組んでいくという御答弁だったと思うんですが、現在、具体的に考えていることがあれば教えてください。

○青少年課長(新海隆弘君) 活動場所の確保については、先ほどお話が出ているとおり立野みどり保育園の移転後の建物を利用した学童保育所ですとか、学校内学童保育の設置を考えております。

以上です。

○3番(上林真佐恵君) 立野みどり保育園跡地にできる予定の民間学童保育で、70名、定員確保できるということだったんですが、学校内に学童保育を移設するという場合、移設というかつくるという場合でも、現在の学童保育よりも受け入れ人数、拡大していくということは想定されてるのでしょうか。

○子育て支援部長(吉沢寿子君) 先ほど来、青少年課長から御答弁させていただいておりますとおり、1人当たりの基準の1.65平方メートルというのはやはり必要となってきますので、そこ今、学校の空き教室の状況等、活用できる部分の面積等も勘案しながら、定員等は考慮していく必要があるかなというふうに考えております。

以上でございます。

○3番(上林真佐恵君) ありがとうございます。

そうですね、空き教室といってもいろいろなので、どの程度の大きさの教室なのかということにもよってくると思いますので、そこは基準をしっかり守ってやっていただきたいというふうに思います。

また、市内の学童保育の父母の会の横のつながりである学童協、東大和市学童保育クラブ父母の会協議会という団体があるんですが、こちらでは毎年、保護者からのアンケートをもとに市と要望懇談会を行っていると思うんですけれども、近年どのような要望が上がってきているのか教えてください。

○青少年課長(新海隆弘君) 要望につきましては、開所時間の見直し、放課後子ども教室の登録条件の見直し、夏季休業中の昼食の支給、施設改修に関する事などの要望があります。

以上です。

○3番(上林真佐恵君) 要望の中の夏休みなどの長期休暇の際の給食実施ということなんですが、これ私も周

りの保護者の方からは本当によく聞くんですけども、こちらは今までに検討されたことはあるのでしょうか。

○**青少年課長（新海隆弘君）** これまでにも要望があり、検討したことはありますが、給食センターによる実施は施設が少量の調理を想定しないことや、夏季休業中は稼働しない予定であることから実施は困難であると考えております。

以上です。

○**3番（上林真佐恵君）** 現在、クラブの保護者の父母会の中で、仕出し弁当、お弁当屋さんを探してきて、その仕出し弁当を注文しているというクラブもあるんですけども、他のクラブでも検討はしているようなんですが、学年によって食べる量も違うので、その対応してくれるお弁当屋さん、なかなか探すの難しかったりだとか、やっぱりさまざま導入にいろいろ困難があって、なかなか実現には至らないという現状があるようです。給食については、ぜひ今後も検討していただきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

また、施設改修についても、よく本当に耳にするんですけども、具体的に近年どのような要望があって、どのように対応されているのか教えてください。

○**青少年課長（新海隆弘君）** 近年の設備の要望などでいきますと、例えば空調管理などが、お部屋が蒸し暑いということで快適に過ごせるように気を配ってほしいなどのお声があります。その年、その年の夏季状況を確認して、エアコンもそうですし、窓の開閉なども含めて快適に過ごせるように配慮したいとお答えをしたりしております。

以上です。

○**3番（上林真佐恵君）** また、安全対策ということで、カードリーダーの導入を求める声というのも耳にするんですが、子供によっては学童、行く日なのに行かないで帰ってしまったりだとか、どこにいたかわかんない子がいるとかということで、学童保育に着いたらピッとやると着いたということがわかって、出ればまた出るときにピッとやると帰ったということが、保護者のメールに、メールで保護者に届くというような、そういうシステムを導入してほしいという声も聞くんですけども、このカードリーダーの導入について過去に検討されたことがあるのかどうか、そしてその導入が可能なのかどうかについても教えてください。

○**青少年課長（新海隆弘君）** カードリーダーシステムの導入の検討まではしておりませんが、近隣市で小平市が導入しているというのを聞きまして確認をしたことはございます。小平市の場合は、学校全体にカードリーダーシステムを導入したときに、小平市、全学童保育所が学校の中に設置されてるそうなので、あわせてシステムを導入されたという経緯のようです。利用については、任意であって全員強制ということではないということをお伺いしております。

当市におきましては、指導員と保護者との間で登所、降所などの利用に関して日ごろより密に連絡をとっております。例えば登所時間になっても学童へ来ないお子さんがいた場合は、保護者へ電話連絡をし、状況によっては職員が施設の外まで探しに行くなどの対応をしております。また、帰宅途中の事故等への注意の呼びかけや、同じ方向に同じ時間に帰るお子さんについては、できるだけ一緒に帰宅するように働きかけたりしております。今後も登所、降所については保護者と連絡を密に行い、児童の安全面の配慮に努めていく考えであります。ですので、保護者の皆様の御要望が多くあるようであれば、今後、カードリーダーシステムの導入については、近隣市の実情などを調査及び研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○**3番（上林真佐恵君）** ありがとうございます。

本当に指導員の皆さん、すごくよくしていただいて、お迎え行ったときも、誰、誰ちゃん帰っちゃったっけ、どうだったっけとか探しに行ったりとか、ふっと帰っちゃう子いますので、そういう安全確認したりだとか、来なければ連絡いただいたりということ、本当に忙しい中やっけていただいて大変感謝してるんですけども、今後その保護者ですとか指導員の方もあるかもしれないんですが、カードリーダー導入してほしいという声がまとまってきた場合には、ぜひ検討をお願いしたいというふうに思います。

また、保護者の方から、ふだんは学童保育というのは必要としてないけれども、夏休みですとか長期休暇のときに半日だけでもいいから預かってくれる、そういうときだけでも、そういうときに預かってくれる場所がほしいという話もよく伺っています。特に下のお子さんがまだ赤ちゃんだったりとか、御自宅で御両親の介護をされていたりという御家庭からそういう声を聞いてるんですが、児童館はあるんですけども、家から遠かったりして、ちっちゃい1年生、2年生ぐらいのお子さんだと、まだ1人で行かせるのはやっぱり心配という声を聞くんですけども、そういった声に対して市としてどういった支援が考えられるのか教えてください。

○**青少年課長（新海隆弘君）** 夏休みだけなどの利用については、待機児童が現在いる状況から学童保育所の利用枠の設定は困難であると考えます。児童館へ低学年のお子さんだけで行かせるのは心配という声に対して、市として直接支援できるものはございませんが、例えば社会福祉協議会で行っておりますさわやかサービスによる送迎サービスなどの情報提供は行うことができます。

以上です。

○**3番（上林真佐恵君）** ありがとうございます。

最初にも申し上げましたが、さまざまな事情の御家庭がある中で、今後ますます児童の安全な居場所をどう確保するかということが課題になってくるというふうに思います。保護者の側としても、例えばPTA活動などを通じて、学校や市と協力して居場所の確保、安全にいられる居場所の確保に努めるということも考えられると思いますし、ぜひ一緒にいろいろな知恵を出し合って、この課題については考えていきたいと思っていますので、今後もぜひよろしく願いいたします。

この①については以上です。

続いて、放課後等デイサービスについて、アの現状と今後の市の取り組みのところに移ります。

平成29年度の予算において、給付費の増額が行われて、現在、市内の複数の障害福祉サービス事業所において開設準備を進めているという御答弁だったと思うんですが、もう少し具体的に教えていただければと思います。複数の事業所ということですが、市内の幾つの事業所で開設準備を進めているのか、また開設された場合、何名分の確保ができる見込みなのかを教えてください。

○**障害福祉課長（小川則之君）** 現在、市内の3事業所で開設準備を進めております。各事業所とも10名定員となると思われますので、市内の事業所定員では20名から50名にふえ、30名分の増となるものと見込まれます。

以上です。

○**3番（上林真佐恵君）** 現在、市内の事業所では毎日通えるだけの枠が足りず、他市のサービスを利用しているという声を伺ったことがあるんですが、今回の給付費の増額でどの程度利用者のニーズに応えられるものになると考えているのか、市の認識を教えてください。

○**障害福祉課長（小川則之君）** 平成29年度当初予算では、放課後等デイサービス給付費として8,248万6,000円を計上いたしました。平成28年度当初予算が5,403万3,000円でございますので、2,845万3,000円という増でござ

ございます。予算額で申しますと、およそ1.5倍ということになっております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 予算額では1.5倍ということなんですけれども、これが、いわゆる待機児童——待機児童といっても数え方がちょっと複雑になってくるので、簡単には、単純な計算方法ではないと思うんですが、いわゆる待機児童の解消にどの程度の効果が見込まれると考えておられるのか、その点について教えてください。

○障害福祉課長（小川則之君） 放課後等デイサービスの場合、利用希望のあった方で、市において利用がふさわしいと判断した場合には全て支給決定をしておりますので、待機児童という考え方はございません。支給決定をしたものの実際の御利用がなかったという方で見ますと、平成29年4月の実績では94人の支給決定に対して82人の御利用がありました。利用のなかった12人の方が、御利用できるようになるという見方もできるものと考えております。ただし、この12人の方は、さまざまな事情で御利用がなかったということでございますので、待機児童という形ではないものというふうに認識しております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

今、市内には週1回しか使えないけれど、今後、週2回や3回、使えるということになるというふうに見込んでおられると思うんですけれども、その点についてもう一度確認させてください。

○障害福祉課長（小川則之君） 現在の利用者の方たちは、平均で申し上げますと月6日程度ですね、御利用をされておりますが、予算の増によりまして月9日程度の御利用ができるようになるものというふうに認識しております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 月6日が9日になるということですので、利用者にとっては前進だというふうに思うんですけれども、その上で今後はどのような取り組みを進めていく予定があるのか具体的に教えてください。

○障害福祉課長（小川則之君） 現在、開設を予定している3事業所の開設がスムーズに進むよう、今後、各事業所から事業計画書等を提出いただいて、進捗状況に合わせて国のガイドラインに示されました内容に沿っているかなども含めて、必要なアドバイスを行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

では、今後の課題というほうに移りたいと思うんですけれども、やっぱり今後も市内に事業所をふやしていくということは必要だと思いますし、市からの積極的な支援を継続していく必要があるというふうに思っているんですが、その点についても市の認識を教えてください。

○障害福祉課長（小川則之君） 放課後等デイサービスの利用者につきましては、平成27年度から28年度にかけて急激にふえましたが、今後も同様にふえるかは把握が困難なところであります。来年度以降も事業所をふやしていく必要があるか等の今後の見込みにつきましては、今年度の実施状況を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） ぜひ、事業者の方々ですとか利用者の方々の声をよく聞いていただいて、スピード感を持って対応していただきたいと思います。

また、国がガイドラインを示しているという御答弁ありましたので、そちらについても少しお伺いしますが、ガイドラインにはどのようなことが書かれているのでしょうか、教えてください。

○障害福祉課長（小川則之君） 国のガイドラインは、放課後等デイサービスの支援の質に大きな開きが生じる等の問題が生じたことから、また平成26年7月にまとめられた障害児支援のあり方に関する検討報告書において提言がなされたことなどから、支援内容の適正化と質の向上のため設けられたものであります。ガイドラインで放課後等デイサービスの基本的役割を、子供の最善の利益の保証、共生社会の実現に向けた後方支援、保護者支援と定め、そのために必要な基本的姿勢や基本活動、組織運営管理等が示されております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 利用するお子さんの最善の利益の保証というのは、本当に大切なことだというふうに思います。ガイドラインに沿った適切なサービスが提供されるよう開設準備を進めている事業者に対して、適切な指導や助言を行っていくという御答弁だったと思うんですが、具体的にはどのような形で指導や助言を行っていくのか、例えば定期的に懇談の場があるのかどうかなど含めて教えてください。

○障害福祉課長（小川則之君） 放課後等デイサービスの事業所を開設する事業所は、東京都が年3回開催する説明会に参加して、事前調査票を都に提出して事業者指定の協議を進めてまいります。市では、事前調査票を提出する前に事業者と面談を行い、対象とする児童の年齢や障害種別、支援方針等を聞き取り、市の方針に沿った事業を実施できる事業所であるか市として判断を行います。その後、開設までの間に施設計画、人員配置計画、児童の支援計画等をお示しいただき、必要な助言や指導を行ってまいります。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 事前調査票を都に提出する前に事業者との面談を行って、市としても判断を行うということですが、例えばもしも市の方針に沿った事業を実施できないと判断された場合には、どのような対応をされるのか教えてください。

○障害福祉課長（小川則之君） 市の方針に沿った対応ができないということであれば、市の現状をお話しして、市で求める支援が必要であるというところで、事業を実施していただくように再度求めていくということになります。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 放課後等デイサービスは、比較的新しく事業化されたということもあって、開設に対して事業者の方がさまざまな困難に当たるということも予想されると思います。ぜひ丁寧に対応していただきたいと思います。現在、既にある事業所や利用者の方々からの要望など、直接声を聞く機会というのはあるのでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 今の御利用者、あるいは事業者からの声というところでございますが、利用者というところで申し上げますと、特別支援学校の保護者の方から声を聞く場といたしまして、毎年、東大和市の通学区域となっております特別支援学校の保護者との地区別懇談会を実施しております。また、事業者からの要望を聞く場といたしましては、障害福祉サービスの事業所連絡会を定期的に開催しております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） ぜひ、今後も事業者の方々や利用者の方々との定期的にお話を聞く場を設けて、支援にその声を反映させていただきたいと、支援に生かしていただきたいというふうに思います。

この質問については以上です。

○議長（押本 修君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時25分 休憩

---

午前10時35分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○3番（上林真佐恵君） それでは、2番の東大和市子ども・子育て支援事業計画についてというところに移らせていただきます。

まず現状について、中間見直しを行うに当たって内閣府からの手引があるかと思うんですが、その内容についてどのようなことが書かれているのか教えてください。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 手引でございますけれども、平成26年7月に内閣府が制定いたしました市の子ども・子育て支援給付並びに支援事業の円滑な実施を確保するための基本指針において、市が策定いたしました子ども・子育て支援事業計画における教育、保育の量の見込みが支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数と大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため計画の見直しが必要であるとされました。そこで、市は支給認定の状況を踏まえまして、計画の中間年である平成29年度、ことしですけれども、3年目を迎えまして、そちらを目安といたしまして必要な場合には市の子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うということとされたところでございます。内閣府は、基本指針に基づきまして、市が計画期間の中間年に見直し作業を実施する場合の参考となるよう、市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について、これが先ほどの手引でございますけれども、平成29年1月27日に発出したところでございます。

先ほど手引の概要につきましては、6つございまして、1つ目が見直しの要否、必要か否かの基準、それから見直しの手順、見直しの方法、それから必要利用定員総数の確保のための運用上の工夫、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの見直し、最後といたしまして今後の作業のスケジュールの例示があるというところでございます。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

では、実際にこの中間見直しでどのような点を見直す予定でいるのか、具体的に教えてください。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 見直しですけれども、まず関係課が作成いたしました平成27年、28年度の事業実績報告の内容を中間年の見直し作業の手引に照らし合わせまして、見直しにつきまして子ども・子育て支援会議に諮りまして御意見を伺いたいと考えておるところでございます。

具体的には、施設型給付の教育・保育施設、これは幼稚園、認定こども園、保育所でございますが、並びに地域型保育給付の地域型保育事業、こちらは小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育等でございますけれども、そちらの計画の量の見込みと実績値に乖離がないかを比較を行いまして、さらに地域子ども・子育て支援事業、こちらは学童保育所、延長保育、病児保育、一時預かり事業等でございますけれども、そちらにつきましても同様の比較を行う予定でございます。また、地域型保育事業の居宅訪問型保育につきましては、計画では事業の実績がなく、量及び確保の見込みについて記載はしておりませんでした。平成29年度から新たに事業を開始したため、その取り扱いについても検討を行いたいと考えておるところでございます。

また、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間とする障害児福祉計画を平成29年度中に策定の予



定でございます。その計画におきましては、保育所や認定こども園、学童保育所等の地域資源の種別ごとに定量的な目標を設定することとされたところでございます。これを受けまして、市が子ども・子育て支援事業計画を見直す際には、障害児福祉計画の目標等を反映いたしまして、障害児福祉計画と子ども・子育て支援事業計画の調和がとれるよう配慮することとされたため、これについてもどのような取り扱いについても、検討を行わなければならないと考えてるところでございます。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

特に保育ニーズ、保育料の見込みについては実態に合った形で見直しをする必要があると思うんですが、当初の計画との差で、計画と実態とどのくらい乖離があったのか教えてください。

○保育課長（宮鍋和志君） 計画と実態でどのくらい乖離があったのかということでございますが、現在集計中のため速報値として申し上げます。

例えば1号認定の部分につきましては、計画作成時に推計していた必要量である量の見込みと実際の認定者数と実際の確保の内容の順に見てみますと、27年度が量の見込みが1,170人、実際の認定者数が1,172人、実際の確保の内容が1,295人、28年度が量の見込みが1,174人、実際の認定者数が990人、実際の確保の内容が1,287人、29年度につきましては量の見込みは1,173人、実際の認定者数につきましては、こちらは現在算定中でございます。また、実際の確保の内容は1,687人となっております。

次に、2号認定の3歳から5歳で保育の必要性があるという部分でございますが、こちらは27年度が量の見込みが1,179人、実際の認定者数が1,224人、実際の確保の内容が1,255人、28年度が量の見込みが1,183人、実際の認定者数が1,266人、実際の確保の内容が1,393人、29年度が量の見込みが1,182人、実際の認定者数が1,254人、実際の確保の内容が1,346人となっております。

また、3号認定のゼロ歳で保育の必要性があるの部分でございますが、27年度が量の見込みが175人、実際の認定者数が165人、実際の確保の内容が170人、28年度が量の見込みが174人、実際の認定者数が175人、実際の確保の内容が168人、29年度でございますが、量の見込みが173人、実際の認定者数が169人、実際の確保の内容が169人となっております。

次に、3号認定の1・2歳で保育の必要性があるお子さんの関係ですが、そちらの部分につきましては27年度が量の見込みが693人、実際の認定者数が749人、実際の確保の内容が756人、28年度が量の見込みが692人、実際の認定者数が743人、実際の確保の内容が756人、29年度が量の見込みが687人、実際の認定者数が735人、実際の確保の内容が783人となっております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） この見込みの量と実態です。認定者数の乖離をなくすということが、待機児童解消においては最も重要だと思うんですが、その点について市の認識を教えてください。

○保育課長（宮鍋和志君） 2号認定と3号認定の1・2歳児、こちらの部分につきましては必要量の見込みと実際の認定者数の間に乖離が見られました。このことから国の指針を踏まえまして中間の見直しを行い、乖離を解消する必要があると考えています。ただし、市ではこれまでも、平成26年度に作成した計画の目標値に関しましては、保育需要の増加傾向を配慮しまして臨機応変な対応による整備を進めてきましたので、現在、待機児童数が減少してきているものと考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

やはりこの乖離をなくすということで、見込みの量を算定するに当たって保護者のニーズを正確に把握して、実態に合った数を見込むことが大変必要、重要だというふうに思うんですけども、これまでも何度か国の待機児童の定義が変わってきたことにより、実態よりも待機児童を少なく見せることを可能にさせてしまい、なかなか待機児童の解消に至らないという状況に陥っていると考えています。この間の定義変更についての詳細と国の定義による待機児童数、また旧定義での待機児童数の推移を教えてください。

○保育課長（宮鍋和志君） 待機児童の定義の変更についてでございますが、平成27年度には保護者が育児休業中の場合に待機児童に含まないことができるとされておりまして。また、平成28年度には待機児童に含めないことができる児童として、保育所等に入所できないで企業主導型保育事業、こちらで保育されている児童が追加されました。

なお、平成29年度から育児休業中の保護者につきましては、保育所等に入れば復職する意思がある場合、その場合には待機児童に含めることとなりました。

次に、国による待機児童数、それから旧定義と呼ばれる待機児童数の推移でございますが、ここ5年間の各年度当初の待機児童数につきましては、国の待機児童の定義によりますと平成25年度が79人、26年度が14人、27年度が4人、28年度が7人、最新の29年度が3人となっております。また、旧定義と呼ばれる待機児童数につきましては、平成25年度が133人、26年度が68人、27年度が65人、28年度が78人、29年度が44人となっております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

毎年確認してるんですけども、ことし、29年度の旧定義の44人の方というのは今、保育園に入れてないってことで理解していいのかどうかということと、あとこの方たちの入れていない理由についてわかる範囲で教えてください。

○保育課長（宮鍋和志君） 旧定義という形で算定されている方の人数でございますが、確かに今申し上げたとおり44人でございます。こちらにつきましては、認可の施設に入っていないということでございます。なお、その方々は認証保育所に行かれてたり、地方単独保育施設といたしまして保育料等の一部が、補助金が出ておりましたり、私的理由で特定のこちらじゃないと行きたくないとか、そういう理由がありまして入園していただけない方等が40人となっております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） もともとその待機児童の定義というのはとてもシンプルで、これ旧定義と言われてるものですけども、認可保育園に入れない児童というものだったかと思います。これが、まず2001年に自治体が独自に助成する認可外保育施設、東京都の場合は認証保育所ですけども、これらを利用しながら認可保育園を待機してる児童は待機児童から除いていいという定義に変わって、このとき数字の上での待機児童は約3万5,000人から2万人にまで減少したと言われております。これがさらに平成27年度からスタートした新制度で、育休延長をした方も待機児童に含めなくてよいとされました。ただし、これでは実態が把握できないという声が上がって、この春、育休延長中の場合は再度待機児童に含めることになったという経緯だと思います。育休延長した場合に待機児童としてカウントされるようになったのは前進だと思うんですけども、一方で当市を見ましても40の方が主に特定園を希望という、主にではないのかもしれないですけども、そう

という理由がありまして保育園に入れていないけれど、待機児童としてはカウントされていないという実態があると思います。そもそもの原因は、国が定義を変えてきたということにあると思うんですが、国も自治体の判断に委ねてきた部分もあると思いますので、東大和市が今保育園に入れていない方をどう支援していくかということが重要になってくると思うんですが、その点の認識を教えてください。

○**保育課長（宮鍋和志君）** 28年度までの待機児童の定義ですと、当市は29年度の待機児童はゼロ人でございます。しかし、今回、国の定義が一部変更されましたので、当市の29年度の待機児童数は3人となっております。今回の待機児童の定義の変更につきましては、厚生労働省の有識者検討会での議論を経まして、社会の変化による保育需要の増加とか待機児童に対する認識の変化を踏まえまして変更されたものです。近年、保育需要が急激にふえており、子育て支援施策を推進する上で待機児童の定義を実態と乖離したものにならないよう変更するという事は、今回やむを得ないものであると考えておりますが、引き続き待機児童の状況を見まして、また子ども・子育て支援会議にお諮りいただきまして、今後の施策を推進していこうと考えております。

以上でございます。

○**3番（上林真佐恵君）** 数字の上でいろいろ数が変わるというもおかしな話だなと。待ってる方の数は変わらないと思いますので、その方たちをどうしていくかということ、重要だというふうに思いますので、そこはもう一度申し上げておきます。

また、特定園を希望している方々については、私これまでも何度も一般質問で取り上げてますので繰り返になるんですが、今課長も、ここしか行きたくないという言い方されましたけれども、これ決して保護者のわがままではなくて、やっぱり家から離れた保育園では通い切れないという事情があるということ、そこをわかっていたきたい、わかっていたいで必要な支援をしていただきたいというふうに思います。今回、国のほうでも待機児童ゼロ目標、3年、先送りにしたという報道ありましたけれども、やはり量の見込みを少なく見積もっていたということが最大の原因ではないかというふうに思ってます。少なく見積もって、必要な整備をできなかったということが最大の原因ではないかと思います。つまり、待機児童の定義変更でいろんな条件の方を待機児童として含めないというふうにした結果、いわゆる隠れ待機児童という方の数が減らずに、結果として待機児童の解消につながらないということではないかと思うんですけれども、この点についてどうお考えなのか、市の認識を伺います。

○**保育課長（宮鍋和志君）** 先ほど申し上げましたとおり、国の定義の変更は状況の変化に合わせて正しい待機児童を把握するために変更されたもので、それはやむを得ないと考えております。また、全国的な統一な施策をとるためにも、国の定義をうちのほうでは尊重していきたいと考えております。

それから、旧定義につきましては、現在44ということでございますが、当市としましては当初想定していた計画よりも、状況に応じて臨機応変に対応しまして定員数をふやしております。今後も状況を見まして、定員数につきましては待機児童が出ないように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**3番（上林真佐恵君）** この間、市のほうでいろいろ努力されて、定員をすごくふやしていただいているということは認識しておりますし、それについては評価をするものですが、やはり引き続き、この44人の方に対してもゼロにするという視点で、ぜひ今後も頑張ってくださいというふうに思ってます。

今回の中間見直しというところで、見込み量を正しく算定するという事はやはり、繰り返しになりますけど、これが重要になってくると思いますので、次の今後の課題と計画の見直しについてというところに移りた

いんですけれども、保育ニーズの見込み量を正確に把握して、保護者からの要望に十分応え切れる計画にするために、今回の見直しはとても重要だと思うんですが、先ほど必要量の見込みと実際の認定者数に乖離が見られた2号認定と3号認定の1・2歳児について、今後どのように対応していくのか、する予定なのか教えてください。

○保育課長（宮鍋和志君） 実際の認定者数と見通しが大分ずれている部分、ずれているといいましても、6%程度ずれてたというふうに認識しておりますが、国のほうでは10%以上ずれている場合には計画を見直しなさいということがございます。ただ、うちのほうにつきましては、確かに6%ずれてたんですが、実際の数、実際予定してた、想定してた数以上に数、定員を確保してきましたので、大分その分では見直しを本当はしなくてもいい程度に頑張ってきたつもりなんですけども、今回見直しを採用していこうと考えておりますが、引き続き待機児童が出ないようにということで、施策を展開しろということで市長のほうから指示をいただきますので、そのようにしていく予定です。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 実際には10%以下であるけれども、定員の拡大を図っていこうとする意気込みは大変すばらしいものと思いますし、ぜひ引き続き頑張ってくださいと思うんですが、今後、認可保育園の移転や建て替え等の定員拡大ですとか、またこの間、当市では小規模保育所、何個か開設してると思いますが、その辺の具体的な予定があるのかどうか確認をさせてください。

○保育課長（宮鍋和志君） 今後の予定ですが、現在、3月の第1回定例会で立野みどり保育園、それから明德保育園の移転、建て替えに係る施設整備の予算を議決していただいております。そちらにつきましては、現在、施設を整備中でございますが、2園で84名程度、定員をふやせる状況でございます。そちらに今現在、注目してるところでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） この間、当市では小規模保育所を新規で何園か開設しているかと思うんですけれども、小規模保育所の場合、特にB型、C型で保育者の資格の有無が認可保育園よりも低い基準になっていることですとか、またゼロ歳から2歳までの対象の施設であるために、3歳になるときに保護者が再度、保育園探しをしなければならないということが問題と言われております。ただ、当市にある小規模保育所は現在全てA型で、さらに連携先も確保されているというふうに理解しているんですけれども、その理解で正しいのかどうか確認をさせてください。

○保育課長（宮鍋和志君） 小規模保育所でございますが、今議員がおっしゃったとおり連携施設は全部確保してございます。また、A型ということでお願いしております。そのような形で、東大和市としては進めております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） これは当市で、小規模保育所を整備する場合のガイドラインというものが存在するという事なのでしょうか。

○保育課長（宮鍋和志君） 小規模保育につきましては、東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、これが平成26年に議決していただいております。これに基づきまして、施設は整備されることになっております。現状としては、小規模につきましては必ず連携施設を設けてください。それから、基準を守ってくださいということでやっております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） その条例の中で、必ずA型で連携先を確保するということが明記されているということなのか、確認をさせてください。

○保育課長（宮鍋和志君） そういうことではございません。条例には、A型、B型とも載っておりますが、それぞれ条件は違いますが、東大和市につきましては現状はA型でお願いしてると、A型の施設しかないということでございます。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） そういうことであれば、今後も小規模保育所を整備する場合に、東大和市の当市のガイドラインという形できちんと決めておくことが大切ではないかと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○保育課長（宮鍋和志君） 現状につきましては、東大和市につきましては、待機児童をゼロにするに当たりましては、小規模保育についてはA型ということでお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ぜひ、ガイドラインをここはつくっていただいて、きちんとそういうふうをお願いしてるといふことですが、今後もそれが約束されるようにしていただきたいというふうに思います。

また、基準についても、国の基準に上乘せを行う必要があるかと思っているんですが、少なくとも認可保育園と同等の基準に引き上げるべきだと思うんですが、この点について市の認識を教えてください。

○保育課長（宮鍋和志君） 小規模の基準につきましては、国のほうで基準を出しております。それに基づきまして、同じ内容で条例で定めております。それに基づきまして、A型というのは、職員数等はお願いしてございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 個別の事業所を見れば、皆さん本当に一生懸命頑張って保育をしてくださっているというふうに認識してるんですが、保育の基準というものは個々の頑張りに任せるものでなくて、やはり保育の質を担保するために必要なものではないかというふうに思っています。なぜ基準が大切なのかは、繰り返しいつも一般質問で私、申し上げているんですが、なぜ大切なのかということに対して、保育の基準に対する市の認識を再度確認させてください。

○保育課長（宮鍋和志君） 基準につきましてはなんですが、保育園での事故防止、それから年齢に応じた適切な保育の実施等、こちらの観点から国においては各年齢に応じた適切な保育が提供されるよう基準を設けているものと考えております。市としましては、施設の状況に応じ、財政負担も考慮しつつ、適切な保育が提供される基準で運営してもらおうことを考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 何より子供の最善の利益という視点で、基準を本当に大切にしていきたいと。必要とされている保育の量を確保することはもちろんですが、保育の質についても高い水準を目指すという両輪で進めていきたいというふうに強く要望いたします。

また、計画の見直しについては、今後、子ども・子育て支援会議の中で議論するという、そこに諮るという御答弁だったかと思うんですが、現在の事業計画を確認しましたら、この会議のメンバーには保護者の方が3名、保育士さんも園長先生以外に1名いらっしゃるようなんですが、これ現在もこのメンバーの方で変わりが

いということ間違いはないかどうか、確認させてください。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） こちらのほうは支援会議の条例の中で、それぞれの区分でどういう方々  
が何名いるかというところを決めてるところでございますけれども、昨年の8月から第2期の会議がスタート  
したところでございますけれども、子供の保護者ということで、現に小学生以下のお子さんがある保護者で  
あって、かつ子育て支援に関する理解と関心がある方ということで3名の方が就任していただいているところ  
でございます。それから、今おっしゃった子ども・子育て支援に関する事業に従事する方ということでございま  
して、病児・病後児保育室の副室長、それから小規模保育の保育士さん、それから認可保育所の園長が就任し  
ていただいているというところでございます。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 計画の見直しに当たっては、もちろん当事者である保護者の方々や保育士さん、この  
会議のメンバーの方々だけではなくて、広く市民の方々の意見も反映させることが大切だと思うんですが、そ  
の点はどのようにしていく予定なのか教えてください。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 支援会議につきましては、今月から今年度、開始されますけれども、そ  
ちらの中におきまして実績報告等を行っていくわけですが、その中で市といたしまして中間年の見直し  
が必要だということであれば、やはり多くの方から御意見をいただかなければならないと思っておりますので、  
パブリックコメントは実施いたしまして、広く御意見をいただきたいというふうに考えてるところございま  
す。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

当市でも、この間、さまざま努力を重ねながら保育定員をふやしてきているということについては、先ほど  
も申し上げましたが評価をしております。ただ、今後もまだしばらくは保育ニーズというのは減少しないもの  
と思いますので、ニーズの動向をしっかりと把握して計画に反映させていただきたいというふうに思っていま  
す。この場でも何度も申し上げますけれども、保活というのは本当に過酷なことで、保育園に預けたいとい  
う保護者の願いは本当に切実なものです。以前にも御紹介したように、保育園に入れないために失業に追い込  
まれる、追い込まれそうになるというそんな実態もあります。だからといって、入れるならどこでもいいと  
思ってる保護者はいません。子供が1日の大半を過ごす場所である保育園ですので、何より子供たちの健やか  
な生活が保障される場所であるということが、最優先されるべきことだというふうに思います。ぜひ、その立  
場に立って当市で子育て中の保護者の皆さん一人一人に寄り添った子育て支援を行うことを強く要望いたしま  
して、最後の項目に移らせていただきます。

3番の福祉作業所の送迎について。

現状についてですが、12月議会の際に、この件について市民の方から陳情が出ておりまして、厚生文教委員  
会で審査をしたんですけれども、もう少しお尋ねしたいと思います。

まず、市内にある障害者の日中活動の場ですね、いわゆる福祉作業所が幾つあって、そのうち送迎を行って  
いる事業所がどのくらいあるのか教えてください。

○障害福祉課長（小川則之君） 現在、市内には就労継続支援B型や生活介護などの障害者の日中活動の場とし  
ての施設が13カ所ございます。それらのうち、7カ所で110名の方に送迎を行っております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 送迎サービスを行っていない事業所を利用されている方の中でも、もちろん送迎を必要としている方というのはいらっしゃると思うんですが、そういう方々の送迎を誰がどのように行っているのかということ、市はどの程度把握されているのでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 各事業所の送迎の状況を全て市で把握しているわけではございませんが、送迎が必要な場合には家族の方が送迎を行ったり、移送サービス等を御利用されているものと認識しております。以上です。

○3番（上林真佐恵君） この送迎ということについて、今まで利用者の方々や事業者の方々からどのような要望があって、どのように対応してきたのか教えてください。

○障害福祉課長（小川則之君） 利用者の方からの要望といたしましては、家族が送迎を行っているケースで、御家族が疾病等により一時的に送迎ができなくなった場合に、特例的に移動支援によりヘルパーに送迎を行っていただきたいという要望がございました。それから、事業所からでございますが、これまで要望という形でお話を伺ったことはございません。ただし、送迎車両の購入について相談を受けたことがあり、民間団体からの福祉車両の助成について御案内したことはございます。以上です。

○3番（上林真佐恵君） 送迎サービスがない事業所では、保護者の方が主に送り迎えしてるケースというのは多いと思うんですが、保護者の方々も高齢化していることによって、送迎が年々困難になっているというお話を伺っています。また、事業者側も送迎をしてほしいという要望はあっても、車を購入するための資金の問題ですとか、ドライバーの方の人件費の問題などがあって、なかなか実施に至らないケースもあるというお話も耳にしています。民間事業者の送迎サービスに対して、市がどのように支援するべきなのか、市が送迎に対する支援の必要性をどのように認識しているのか教えてください。

○障害福祉課長（小川則之君） 通所サービスにおける送迎については、国基準の報酬で送迎加算が行われているため、総合福祉センターのようにリフト付きの大型車両を使って送迎を行う場合を除いて、送迎加算において対応していただくものと認識しております。以上です。

○3番（上林真佐恵君） では、国の送迎加算について具体的な金額や要件を教えてください。

○障害福祉課長（小川則之君） 送迎加算は、通所サービスにおいて一定の要件を満たして送迎を行うことを届け出て送迎を行った場合に報酬額に加算がされます。要件といたしましては、1つが1回につき10人以上、定員が20人以下の場合には定員の2分の1以上、2つ目が週3日以上という要件で、加算額は送迎加算の1が、先ほど申しあげました要件の1にいずれにも該当する場合に27単位、片道についてです。送迎加算2が、1と2のいずれかに該当する場合に13単位であります。1単位おおよそ10円でございますので、実額では1往復で約550円、月に20日送迎を行ったとして約1万1,000円となります。以上です。

○3番（上林真佐恵君） この送迎加算ですけれども、要件に合わせるのが難しいですとか、また送迎加算では実際の送迎サービスにかかる経費を十分に賄えないという声も聞いています。また、事業所によっては送迎サービスを行いたくても難しい場合もあるということだと思わすけれども、そういった場合に保護者の方が現状送迎を行っているということだと思わすけれども、先ほども申しあげたとおり保護者の高齢化ですとか、利用者、御本人の方の障害の変化などによって送迎が困難になってしまったという場合、市ではどのよ

うな支援を行うことが考えられるのか教えてください。

○福祉部長（田口茂夫君） 市では、昨年の10月から総合福祉センター は〜とふるというものを設置をさせていただいてございます。は〜とふるの前身である旧みのり福祉園では、障害程度が重度の方や支援の度合いの高い方を受け入れてきております。は〜とふるにおきましても、昨年の10月からの開所以来、新規利用者の希望で受け入れを断っているようなこともございません。そういったことで、障害のある方、一人一人の相性の問題もございますけども、なかなか難しい方におきましては、は〜とふるのほうで受け入れをしていきたいというふうなことで基本的には考えております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） は〜とふるのほうで受け入れるということだったんですけども、旧みのり福祉園のときよりも定員もふやしたということですが、限りはあると思いますし、市内で送迎が必要な障害者の方を、今後全ては〜とふるで受け入れることができるかといえば、それは現実的ではないのかなというふうに思います。また、そういうふうに考えれば、民間の事業者にも協力していただきながら、市全体の障害者施策を充実させていくという認識に立って支援を行うべきだというふうに思うんですが、その点について教えてください。

○福祉部長（田口茂夫君） 事業者への支援についてでございますけども、通所サービスの送迎につきましては、先ほど障害福祉課長からもお話をさせていただきましたとおり、サービス報酬の送迎加算によって賄われるということが原則的になってございます。また、今年度は平成30年度からの障害福祉サービスの報酬の見直しが行われる年となってございまして、国におきましてももう既に検討が始まったというふうには聞いてございます。そのようなことから、送迎の関係とともに送迎福祉サービスの全般的な報酬額が設定されるよう、引き続き国にも求めてまいりたいというふうには考えているところでございます。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） もちろん国に求めるということも大切だとは思いますが、やはり民間事業者と協力して市全体の障害者施策を充実させていくという立場に立てば、市としても送迎サービスについても何らかの支援を行うことが求められると思うんですが、どんな支援が考えられるのか、もう一度教えていただきたいと思います。

○障害福祉課長（小川則之君） 先ほど利用者の方からの要望で、一時的に送迎ができなくなったというようなケースにつきましては、個別の給付であります移動支援等で、一時的ですが送迎を行うということが可能になっておりますので、そのようなケースにつきましては移動支援の利用ができるというようなことも、周知しながら支援をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） さっき部長もおっしゃりましたが、一番大切にされるべきなのは、まず利用者の方と保護者の方の願いだというふうに思います。なれ親しんだ場所で、自分のことをよくわかってくれている仲間や職員の方々がいる。その作業所にずっと通いたいという利用者や保護者の方々の気持ちを、まずは一番大切にされなければいけないものだというふうに思います。

さらに、市内で作業所を運営して日々頑張っている事業者の皆さんに対する支援、何か検討していただきたいというふうに思うんですけども、国に対し障害福祉サービスの報酬額の見直しを求めるということは、もちろん重要なことだというふうにも認識しています。私たち党派としましても、国がもっと障害者対策は厚くするべきだという立場でいますし、国への働きかけにつきましては、こちらもさまざま努力したいというふう



に思ってるんですけども、同時にやはり国の支援が十分なものでないのであれば、その分を市が補うという視点がやっぱり必要ではないかと思うんですが、その必要性について再度認識を伺います。

○福祉部長（田口茂夫君） 議員からお話がありました国の支援のないところでは、末端の自治体である市町村がというふうなお話かとは思いますが、やはり市といたしましても限りある財源をどのように使うかというところもございます。障害福祉サービスにつきましては、先ほどの答弁と重なるところはございますけれども、必要なものにつきましては国に求めていくものは求めていく必要があるというふうには考えてございます。あとそれ以外のものにつきましては、どのようなことができるかということも含めまして、事業者とのさまざま話し合う機会もございます。そういったところも捉えまして、お話は伺いながらどういったことができるかというところは検討を加えてみたいと思いますけれども、なかなかそこは難しいというところも含めまして、御理解をいただければというふうに思っております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 市内の民間事業所ですけども、当市で何十年も前から障害者の皆さんの居場所づくり、また生きがいつくり貢献してきたという歴史があるかと思えます。その歴史の中で旧みのり福祉園とも、また現在のは〜とふるとも、お互い補いあってきたという部分もあるというふうに思っています。今後も市内の事業者の方たちと手を携えて、お話をする機会もあるということですので、よく声を聞いていただいて、市全体の障害者施策を充実させていくということが求められるというふうに思いますし、そのために市としても必要な支援をするという視点、福祉の心を大切にさせていただきたいと強く要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、上林真佐恵議員の一般質問は終了いたしました。

---

#### ◇ 関 田 貢 君

○議長（押本 修君） 次に、7番、関田 貢議員を指名いたします。

〔7 番 関田 貢君 登壇〕

○7番（関田 貢君） ただいま御指名いただきました興市会、7番、関田 貢です。平成29年第2回定例会に当たりまして、一般質問を通告に従いまして質問をさせていただきます。

1として、交通安全計画についてお伺いいたします。

東大和市の人口は、平成28年4月1日現在で市の人口は8万6,044人で、5年前の平成23年に比べて2,631人（3.2%）の増になっております。平成28年4月1日現在、現在の65歳以上の人口は2万1,957人と平成23年に比べて3,710人（20.3%）の増加で、高齢化率は25.5%となっております。当市の自動車保有台数は、平成27年4月1日現在では4万4,268台、1世帯当たり1.2台の保有で、平成23年に比べて309台（0.7%）の増となっている状況であります。交通安全を実現するためには、道路環境の整備、交通安全教育の推進、効果的な指導、取り締まりの実施等、幅広い分野にわたる施策の実施が必要と言われております。

そこで、何点かについてお伺いしていきます。

①平成28年及び平成29年、市内で発生した交通事故の状況についてお伺いいたします。

アとして、発生件数は何件か。

イとして、死者数と重傷者数は何人か。

ウとして、軽傷者数は何人かをお伺いいたします。

②として、市内で発生した事故と負傷者数についてお伺いいたします。

ア、どのように分析されているのか。

イとして、対策について主な項目はどのような事件なのかお伺いします。

③市内での自転車事故の状況についてお伺いいたします。

アとして、自転車運転免許制度の実施状況についてお伺いいたします。

④市内での子供の交通事故と高齢者の交通事故についてお伺いいたします。

平成27年度中に市内で発生した交通人身事故のうち、子供の死者数は25人（死者はゼロ）で、交通事故全死傷者数（261人の9.6%）となっており、高齢者の死傷者数は38人（死亡2名）で、交通事故の全死傷者は（261人の14.6%）となっております。

アとして、平成28年度は何件ぐらいあったのかお伺いいたします。

イとして、最近、特に子供または高齢者における重大事故についてお伺いいたします。

2として、信号機の設置についてお伺いいたします。

①桜街道線の新堀地区内を通過する市道第13号線と市道第1900号線の丁字交差点についてお伺いいたします。

アとして、信号機の設置については何回かの質問をしまいましたが、実現のための時間がかかっていることの説明をお伺いいたします。

イとして、今までの経過、お伺いをいたしたいと思います。

②都市計画道路3・5・20号線に、市道第11号線と市道第745号線が交わる箇所に横断歩道と信号機を設置できないかお伺いいたします。

3番、市道路線についてお伺いいたします。

①桜が丘地区内の市道第814号線に市道第704号線が開通することについて、工場地域の開発計画が終了時に道路幅員も決定されているが、いまだに開通できない問題は何かお伺いいたします。

4番として、学校関係についてお伺いいたします。

①平成29年2月2日、木曜日に発生した小学生登校中の事故についてお伺いをいたします。

アとして、事故原因についてお伺いします。

イとして、安全対策指導はどのようにされていたのかお伺いいたします。

②平成29年2月9日、木曜日に再逮捕された小学校臨時的任用教員についてお伺いいたします。

アとして、臨時的任用教員の採用に問題はなかったのか。

イとして、二度とこのような事件が起こらない対策についてお伺いいたします。

5として、休日急患診療所についてお伺いいたします。

①昭和50年3月31日に開始された診療所の目的と内容についてお伺いいたします。

②市内の診療所で土曜日、日曜日と開業している診療所はどのくらいあるのかお伺いしていきたいと思えます。

③先進市を見て、当番制または輪番制での実現に努力されている市もありますが、当市ではなぜ実現ができないのかお伺いいたします。

以上、質問をいたしました。答弁によりましては、自席より再質問をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

[7 番 関田 貢君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、平成28年及び平成29年に市内で発生した交通事故件数についてであります、平成28年には276件、平成29年は4月末日までの統計で76件となっております。

次に、死者数と重傷者数についてであります、平成28年は死者数はゼロ、重傷者数は3人、平成29年は先ほどの同様に4月末日の統計で、死者数はゼロ、重傷者数は1人となっております。

次に、軽傷者数についてであります、平成28年は315人、平成29年は先ほど同様の統計で93人となっております。

次に、市内で発生した事故と負傷者数の分析についてであります、乗用車と自転車に関係する事故が多い状況で、主に30歳代、40歳代の方と高齢者の方が関連しており、安全不確認によるものが多いと分析しております。

次に、対策についてであります、高齢者の方を初め道路を利用する全ての方の交通事故を減らすため、交通ルールやマナーの交通安全教育を関係機関と連携を図りながら推進する必要があるとともに、歩行者や自転車利用者等の交通安全対策として道路交通環境の整備を進めていくことが必要であると考えております。

次に、自転車運転免許制度の実施状況についてであります、毎年、小学3年生全員を対象としました自転車運転免許講習会を市内全ての小学校でおのおの実施し、交通安全の知識と自転車の安全な乗り方についての講義や実技指導を行い、修了者には自転車運転免許証を交付しております。

次に、平成28年における市内での子供と高齢者の交通事故件数についてであります、加害者となった件数及び被害者となった件数の合計といたしまして、中学生までの子供が関与した事故件数は20件、高齢者の方が関与した事故件数は111件となっております。

次に、重大な事故についてであります、平成28年の重傷事故は3件発生し、そのうち2件については高齢者の方が関連しております。

次に、市道第13号線と市道第1900号線との交差点への信号機の設置についてであります、当該地点の信号機の設置につきましては、毎年、東大和警察署を通じて東京都公安委員会に要望しているところでありますが、道路形態、交通量の状況や通学路の指定になっていないことなどの理由から、現在まで設置に至っていない状況であります。今後も引き続き設置につきまして要望してまいります。

次に、今までの経過についてであります、東大和警察署を通じて平成14年度から毎年、東京都公安委員会に信号機設置の要請書を提出しており、直近では平成29年2月に他の要望箇所とあわせて要請を行っております。

次に、都市計画道路3・5・20号線と市道第11号線及び市道第745号線が交差する箇所への横断歩道と信号機の設置についてであります、当該交差点は都市計画道路を整備する以前から、市民の方からの横断歩道と信号設置の要望があったことから、都市計画道路築造時の警視庁との協議におきまして、信号機の改良を含めた交差点の処理をお願いした経過があります。警視庁では、現地視察を行うなど検討しましたが、道路形態や交通量の状況から新たな信号機や横断歩道の設置は困難であるとの結論でありました。その後、平成27年度におきましても、東大和警察署を通じて東京都公安委員会に対し、市から再度の信号機設置要請を行いました、進展することなく同様の回答でありました。今後、平成30年度に芋窪街道まで接続する3・5・20号線の工事を予定しており、開通した場合は当該交差点の交通量が増加することが予想されますことから、再度、東京都

公安委員会に対し信号機設置の要望を行っていきたいと考えております。

次に、桜が丘地区内の市道第814号線に市道704号線が開通することについてであります。開通すると通り抜け道路となり、交通量の増加が懸念されますことから、市道第704号線につきまして桜街道までの道路環境が整い、歩行者等の安全対策が図られるようになった際に、開通に向けた検討を行っていく考えであります。

次に、平成29年2月2日に発生しました小学生の登校中の事故についてであります。午前8時過ぎ、中央通りの交差点におきまして第五小学校に通う、当時、小学3年生の児童2人と40代女性が運転する乗用車が衝突した事故であります。警察による所要の捜査は終了したとのことですが、司法判断がこれからということもありますので、この場での発言は控させていただきます。教育委員会では、当該事故の発生後、すぐに臨時の校長会を開催し、各学校に交通安全指導の徹底を指示いたしました。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、平成29年2月9日に再逮捕された小学校臨時的任用教員についてであります。今回の不祥事を重く受けとめ、子供たちのことを第1に考え、以後このようなことのないよう、教職員はもとより全職員の服務管理に努めてまいります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、休日急患診療所の目的と内容についてであります。市では東大和市医師会の御協力をいただき、昭和48年から東大和病院の施設の一角を借用した休日急患診療所を設置し、昭和50年に公設公営による診療所として、旧市役所第二庁舎地内に開設した後、昭和54年、立野地区に診療所を新設して事業を行っております。休日急患診療所では、日曜日及び祝日などにおける市民の皆様の初期救急医療を担うことを目的とし、内科及び小児科の診療を行っております。

次に、市内の診療所における土曜日及び日曜日の診療状況についてであります。土曜日は透析や在宅などの専門医療を除いた41の診療所で実施されており、多くは午前の診療となっております。また、日曜日は5カ所の診療所で午前の診療が実施しております。

次に、当番制または輪番制の実現についてであります。他の自治体では当番制または輪番制により、休日急患診療を実施していることは承知しております。しかしながら、それぞれの自治体における医療支援の状況や体制を初め、医療需要なども異なる状況にあります。現在、市内二次救急医療機関と地域の診療所とは病診連携の拡充が図られてきております。また、在宅医療と介護などにおけるさらなる連携の強化も必要でありますことから、当市におけます今後の休日急患診療のあり方につきましては、将来のさまざまな要因を想定しながら、引き続き東大和医師会とも検討を継続してまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 初めに、平成29年2月2日に発生した小学生の登校中の事故についてであります。教育委員会では当該事故発生の翌朝、臨時校長会を開催し、各学校に交通安全指導の徹底を指示いたしました。安全対策の指導につきましては、児童・生徒が交通ルールを守り、安全確認を行いながらみずからの力で安全に登下校できるよう指導しております。今後も青信号で横断歩道を渡る場合でも、必ず右と左の安全確認を行うことや、アイコンタクトをとるといった具体的な交通安全指導を繰り返し行ってまいります。

また、毎年、夏季休業期間中に学校、保護者、警察署、道路管理者、教育委員会の5者で通学路の合同点検を実施するとともに、点検後は点検内容を踏まえ路側帯の補修や新たに路面標示を施すなどの必要な対策を行っております。今後も保護者や関係機関と相互に連携、協力し、通学路の安全対策に努めてまいります。

次に、平成29年2月9日に再逮捕された小学校臨時的任用教員についてであります。臨時的任用教員の採用につきましては、市教育委員会が東京都教育委員会からカード提示を受けまして面接をしております。学校におきましても、配属が決まった後ではあります。校長が面接を実施しております。今回の臨時的任用教員の面接におきましては、履歴等、関係書類からも不審な点は見られず、採用前に起こしたこの事件に関しまして知るすべはございませんでした。事件以降は、新規採用教員や臨時的任用教員の採用面接におきまして、都民、市民の信用を失墜するようなことは起きないか、例を挙げながら聞き取りを行うとともに、採用後、服務事故を起こさないように努めることを本人から確認しております。なお、全ての学校におきましては、定期的に徹底した服務事故防止研修を行っております。

以上でございます。

○7番（関田 貢君） どうも説明、ありがとうございました。

じゃ、順次質問をさせていただきます。

最初に、交通安全計画ということで、この平成28年度から平成32年度という計画書が発表になりました。そして、私は交通安全の――長年、議員になる前に私も交通安全協会に席を置いて、交通安全問題に随分長く携わってきたということで、私が議員になった当時、東大和市もまだ交通安全の問題については余り認識なくて、立川と合同の時代の交通安全ということが叫ばれていました。そして東大和警察署ができて、東大和市で貯水池周辺の外周路、単車事故が非常に発生したという過去の歴史があり、その歴史をもとにして地元で死亡者数が多く多発するというので、東大和市でも交通安全都市宣言ということをつくらなきゃいけないということで、古い資料を引っ張り出しまして、この東大和市は昭和60年に交通安全都市宣言はされておりました。その当時、交通死亡者、あるいは人身事故のデータを見ますと284件、死者は7名、そしてこの当時の10年間の交通事故者は、東大和市では37名というすごい数字があったんです。そういう数字に劣らず、この当時の人口と東大和の今の人口では、先ほど壇上でも述べたように、人口、世帯が大分ふえてきております。そして、高齢者も25.5%と高齢化、大げさに言えば、昔は4人に1人ということ、今3人に1人が65歳以上の高齢者だという時代になって、こういう交通安全をもう一度再認識しなければいけないのかなということで、この28年のデータから発生件数が276件。交通安全都市宣言したときも284件ですから、やや近いんですね。ですから、こういう交通安全の都市宣言をされて、当市では交通安全都市の宣言を掲げて、当市はこういう死亡事故や軽傷者が年々、これ全回と比べても、その軽傷者なんかは交通白書でその当時と比較すると258人が315人、先ほど市長さんの発表で。死亡者数はゼロから重傷者は3人と、29年度はゼロから軽傷者は1人と、こういうふうになっておりますが、依然として軽傷者を含める交通事故が多いということは言えると私は思います。

東大和市では、交通安全計画をこういうふうに立てるときに、交通安全都市宣言という、掲げてる当市として、こういう安全対策を、撲滅していくためのこのテーマは、どのようなテーマをもって、この交通安全都市宣言にふさわしい事業をされているのかということで、ちょっとお伺いしたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 平成28年度から平成32年度までの東大和市交通安全計画を本年2月に作成させていただきました。この策定の趣旨でございますが、交通安全基本法に基づきまして市内におけます交通事故などの交通災害から市民の生命、身体を守り、安全で安心な生活環境を確保することを目的としました交通安全対策の総合的な推進を図るために、平成28年度から平成32年度までの5カ年の施策として策定したものでございます。また、第10次東京都交通安全計画との整合性を図りながら策定したものでございます。

以上でございます。

○7番（関田 貢君） 交通の今度は中身ですね、この軽傷者が314人、あるいは発生件数が276件あるということで、東大和に大きな道路が何本か通ってます。その道路事情によつての多い順に、どこの道路でこの事件発生が起きているかという事故例を公表していただきたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 事故例ということでございますが、具体的な場所についてはそこまでの細かい資料はございません。特に交通量の激しい新青梅街道であったりとか桜街道であったりとか、そういう交通量の多いところが比較的多いということで認識してございます。

以上でございます。

○7番（関田 貢君） 交通事故で、私、なぜ聞いたかといいますと、この交通事故のデータが、日々こういうふうに、この7ページですか、皆さんのところでは7ページで、この23年から5カ年の経過報告が載っております。都道が67件、市道が150件、こういうようなデータで載ってるんですが、交通白書でこういうふうに見ますと、各道路の事情において、今道路別発生状況を見ますと、このデータは平成7年ですよ、ですから僕は今質問した。平成7年のデータで見ますと、一番多いのが新青梅街道が平成7年のデータで142件、それと青梅街道が59件、それで大和中央通りが32件、それで立川芋窪街道が25件、桜街道も25件、重立った道路が、このような事故が合計735件と、この平成27年度の事故が、このように事故が起きています。

ですから、こういう交通事故対策をしていくには、やはり市民に、8万6,000からいる市民に対して交通の——もちろん市民から始まり、交通、車の持ち主、そういう人たちにもきちっとその啓蒙運動、ドライバーであればドライバーにもきちっと、東大和警察の力をかりて春・秋の交通安全週間をきちっと実施していただくとか、そういう啓蒙運動もきちっとされていかなければいけないのではないのかなというふうに私は思っていますが、今、私が道路別発生状況を調べて、ここの数字がもしあったら、これ以上、近状の平成28年では、今言われた道路事情で大きく事故発生の多いところがありましたら教えてください。

○土木課長（寺島由紀夫君） ただいまの事故発生が多い場所ということでございますが、今現在のところ把握はしてございません。

以上でございます。

○7番（関田 貢君） わかりました。

データがないのではしょうがないです。私のほうのデータでは、そういうふうになってます。

そして、あとこの交通事故を担うに、車の台数の歴史も、私になってたとき、当市の59年の交通白書で見た当時、交通白書の前が、この車の保有台数が世帯数で見ると、58年度では0.9台、そして59年になりまして世帯割で1.2台とって、このデータが、ずっと過去のデータで平成3年、3年が1.7ということで、世帯数で最高を記録しました。その1.7から今日ずっと下がってきて、世帯割で1.2の持ち台数に減っています。でも、減ってるといっても人口がふえてるわけですから、台数は世帯割での1.2、計数は59年の交通白書の世帯割と同じなんです、事故例は依然として多いということです。このような事故例が、こういうふうに多くなっている。この対策を、ぜひ講じていただかなければいけないというふうに私は思うわけですね。

それで、今の事故件数から②の市内で発生した事故と負傷者についてどのように分析されてるか。先ほど市長さんのお話では、ある程度の話はわかりましたけれど、私が調べたときに具体的に、私は平成27年度の市内で発生した事故例を類型別に見ると、1としては車両と車両の事故例が193件、85%を占めてると。そして、次には人と車両の事故が34件、15%を占めてると。そして、あと主な項目で出会い頭が66件、追突が64件、交差点内で45件という順になってると。こういうような事故が発生しているわけです。ですから、東大和市で市

内における事故が150件で、この交通白書で見ますと150件で66.1%、都道では67件で29.5%と、この交通安全計画書では書いてあります。そして、これは先ほど道路の具体例を聞きますと、まとまってないということですから、この数字で中身を検討していきますと、やはり東大和市では出会い頭とか車両と車両との事件が依然として多いということで、車の持ち主に警告するというだけでは、警察の力をかりて春・秋の交通安全週間で啓蒙運動を、やはり盛んにしなければいけないのかなと私は思いますが、今の話を聞いてどう思いますか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 交通安全対策としまして、先ほどおっしゃられました春・秋の交通安全講習会、毎年実施してございますが、そのほかにも高齢者の体験型交通安全教室や交通安全市民のつどいでの交通安全教室や、春の交通安全ゲートボール大会でのスケアード・ストレイト方式などの交通安全教室や講習会を、年間を通して実施しているような状況でございますので、そういうところで市民の方の啓蒙を図っていくということで捉えております。

以上でございます。

○7番（関田 貢君） ぜひ、そういう啓蒙運動のあれを、この運転手、ドライバーについては、そういう春・秋の講習会を使って進めていただきたいと思います。

そして、③の市内での自転車事故の状況についてお伺いします。事故例ね。

○土木課長（寺島由紀夫君） 市内での自転車事故の状況でございますが、平成27年につきましては、死傷者数が全部で261人のうち、自転車による死傷者数は89人で全体の34.1%でございました。平成28年度につきましては、同様に死傷者数318人のうち、自転車による死傷者数は101人で全体の31%ということになってございます。乗用車の事故と、この自転車事故が多いということで認識してございます。

以上でございます。

○議長（押本 修君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時50分 休憩

---

午後 1時29分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○7番（関田 貢君） では、午前中に続いて質問させていただきます。

③の市内での自転車事故の状況についてお伺いをいたしました。ここでは、私は一番心配してるのは、平成27年度中に発生した自転車事故による交通人身事故での死傷者は89人、全死傷者は261人ということで34.1%になってますと。この中で、やはり交通違反や交通マナーが主な原因となってると言われております。こういうことで、私は当市の傾向、この辺の傾向についての自転車事故の状況は行政としてはどのように分析されておりますか、お伺いします。

○土木課長（寺島由紀夫君） 自転車事故についてでございますが、市内につきましては平成27年、89人の死傷者数がありますが、その中で小学生の事故は5人、30代、11人、40代、12人、50代、14人、65歳以上が20人ということで、30歳代、40歳代から高齢者の方の自転車事故が多いということで認識してございます。

以上でございます。

○7番（関田 貢君） 私は子どもたちに、こういう交通事故に遭わないためにということで、交通違反の問題の中で、アとして自転車運転免許制度の実施ということで、市長答弁では、市長は全3年生以上ですか、全学校で行われてるというふうに言われておりました。この自転車講習会の実施状況と、その効果はどのように分

析されていますか、お伺いします。

○土木課長（寺島由紀夫君） この小学3年生を対象としました自転車運転免許講習会につきましては、その目的としまして、児童を交通事故から守り、安全に自転車に乗れるように免許証制度を実施するものということで、この実施状況でございますが、平成26年、27年、28年の3年間で申し上げますと、平成26年度につきましては、小学校の全校ですね、10校実施しております、受講人数が775人となっております。平成27年度につきましては、九小が雨で中止になった関係で9校実施しております、670人となっております。平成28年度につきましては、10校実施しまして、九小が前年度にできなかった関係で、4年生が実施しまして、その分、人数がふえまして822人となっております。

この効果についてでございますが、市内の死傷者数全体を見ますと、各5年から見ますと、平成24年には小学生の事故が、死傷者数が23人だったのが、平成27年は16人、平成28年は14人と減ってきております。また、先ほど申し上げました自転車事故の関係ですね。平成27年につきましては89人のうち小学生は5人、28年につきましては101人のうち7人ということで、全体の5.6%、6.9%程度ということで、少なくなってきているということで、その効果は出ているのではないかとということで考えてございます。

以上でございます。

○7番（関田 貢君） ぜひ、自転車運転免許制度の——小学生低学年にこのような免許制度を実施して、交通ルールをよく指導して、交通事故に遭わないようなことにしていただければということで、この項目は終わります。

次に、④として市内での子供の交通事故と高齢者の事故について、平成27年度中では市内で発生した交通の人身事故のうち、子供の死傷者は25人、そして交通事故の全死傷者は261人と、9.6%になってるということで、高齢者は38人と、こういうふうな交通事故の死傷者数は261人、14.6%になってるということで、ここでアとして平成28年度は何件くらいの子供の事故、あるいは高齢者の事故について、具体的に大きな事故を言ってみてください。

○土木課長（寺島由紀夫君） 平成28年の子供の事故につきましては、事故件数ですね、こちら第一当事者、加害者となった者、第二当事者、被害者となった者の合計が20件ということでなっております。その中で、幼児が1件、小学生が11件、中学生が7件というふうな状況になってございまして、ここ5年の傾向としましては、子供の事故の件数は減少傾向にございます。その中で、小学生が一番多いような状況でございますが、それでも全体の中で比較しますと、小学生の割合は4から6%で少ないと言えるのではないかなということで考えてます。子供の事故については、平成28年については起こってございません。

高齢者につきましては、交通事故が、高齢者を含めて、高齢者の方の事故は平成28年に3件中2件、起こっております。

その2件につきましては、平成28年4月25日に中央3丁目の都道庚申塚の交差点でございまして、こちら南進の歩行者の方、73歳の女性でございますが——と南進、右折の貨物車、こちらの運転が71歳の男性の方ですが、その接触事故が起きております。こちらにつきましては、歩行者の方の重傷事故となっておりますが、その後、死亡してございます。24時間以上たってるので、重傷事故となっております。

2つ目が、平成28年5月12日に桜が丘3丁目ですね、市民体育館の南の交差点のところで事故が起きております。これは東大和南公園から道路に出てきて、西側の横断歩道に進もうとしました自転車の65歳の女性の方が、南進中の乗用車、82歳の男性でございますが、接触事故が起きております。こちらは重傷ということで、



そういうふうになってございます。

この2件が高齢者の方の事故となっております。

以上でございます。

○7番（関田 貢君） どうもありがとうございました。

私は今、この質問をしている中で、子供の事故、あるいは高齢者の事故について、非常に高齢者の皆さんも大事故に巻き込まれてるということで、僕はこの交通問題については、東大和市でも交通の安全日という日があると思うんですね。東大和市も交通都市宣言を掲げているわけですから、こういう子供たちや高齢者のこういう高齢化率の高い当市では、交通安全対策を、啓蒙運動をしっかり進めていく必要があるのではないかなというふうに感じてます。そういう意味で、東大和市の交通の安全日というのは設けているんですか。

○土木課長（寺島由紀夫君） こちらのほうは警察署のほうで設けておりまして、月2回、10日の日と20日の日に街頭配置して注意指導を行っているということで聞いてございます。

以上でございます。

○7番（関田 貢君） 警察のほうはわかってんですが、当市が、東大和市で交通安全都市宣言として、そういうふうに警察は10日あるいは20日とか、防犯の日も、交通の日も、警察は行ってます。しかし、東大和市で交通、こういう今ずっとる交通問題ということでさわってきて、子供の事故や、あるいは高齢者の事故を未然に防ぐということで、僕は啓蒙運動が必要ではないかなというふうに感じとってるわけです。ですから、東大和の交通安全都市宣言としてアドバルーンが上がってるわけですから、そういう東大和市の警察の10日や20日の交通安全日というのであれば、当市もそういう東大和警察が、ここの効果があるということで10日とか20日は何か意味があつてなってると思うんですね。ですから、私は10日、20日で、じゃ行政として警察はこういうふうにやってるんですが、行政として10日、20日の事業としてどういう事業を展開していらっしゃいますか、お伺いします。

○土木課長（寺島由紀夫君） 警察署のほうでは、そのような形で10日、20日に実施してございますが、市のほうとしましても警察署のほうから要請があったときに交差点等に配置して立ってるケースもございます。毎回ではございませんが、そのような連携をとりながら実施しているような状況でございます。

以上でございます。

○7番（関田 貢君） 僕は、この東大和市で、目立つ交通安全日ということの周知が不足してると思うんですね。隣の市を出して申しわけないんだけど、隣の市は黄色で交通安全の日には、10日、これ僕は10日、20日って言うけれど、交通安全日は10日じゃないかと思ったの。20日は防犯の日だと思うんですよ。警察で、こういうふうに月2回やってるはずはないんですよ。ですから、10日が交通安全の日で、20日が防犯の日だと僕は思うわけですね。そして、10日が交通安全の日であるならば、交通安全ということについて、きょうは交通安全日だから車に乗る人、あるいは自転車の人、気をつけてくださいねというときに、村山市の話をして申しわけないんだけど、きょうは交通の日だと、交通安全日の日だっていって黄色いのぼり旗が各道路に集中して出るんですね。そういうような事業が、東大和市は交通安全都市宣言を掲げて啓蒙運動をするならば、やはりそういう、先ほどの道路の事情で新青梅街道や青梅街道とか一番重点地域に、そういうところに、きょうは安全の日だと、市内が起こす道路が多いんだとすれば、そこへ中心的にのぼり旗を地域の人に協力していただいて、10日は交通安全の日だというのぼり旗を出すんだとかいうふうにして、ゆうゆう体操のときでも、あののぼり旗があるということで、ここでゆうゆう体操してますよという、やっぱり啓蒙運動には大きな役割を

してるんですね。ですから、私も交通安全のこの日は、東大和市は交通安全都市宣言をしてるわけですから、10日は安全日だというんだったら、車に乗るのを気をつけましようとか、自転車に乗るのを気をつけましようとかという啓蒙運動は私はやるべきだと思うんですが、どうですか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 先ほどおっしゃられました武蔵村山市がそういうのぼり旗をやっているということで、その話は先日、私も聞いてございます。そちらは市のほうから交通安全協会のほうに、そちらを、そののぼり旗を支給してやっていると、こちらの東大和支部の交通安全協会の方からも、ぜひのぼり旗をつくってくれないかという相談はございますので、そういうところを考えながら、今後検討していきたいなということ考えております。

以上でございます。

○7番（関田 貢君） 検討ではなくて、市長さん、東大和は交通安全都市宣言を掲げているわけですから、やはりそういう目立つもの、これだけいろんな交通事故が起きてるわけですから、啓蒙の日を10日なら10日、警察が指定してる10日の安全日に対しては、東大和市も交通安全日を設けて、車に注意しましようとか、自転車に注意しましようとか、そういう日はあつていいと私は思うんです。ですから、僕は黄色いのぼり旗は非常に目立つんですよ。ですから、交通安全対策上、そういうのぼり旗をつくって、交通安全の日であるという啓蒙はぜひやっていただきたいと思いますが、どうですか。

○副市長（小島昇公君） 警察のほうで、10日にそういう日を設けていると。お隣の武蔵村山さんでも行っているというお話ございました。市も交通安全は取り組みを掲げてございますので、市として、例えば15日にしますよというのは非常に効果ないわけですから、ぜひ同じ日に横を西から東に通る車が、村山を通っても、大和を通っても気づくというような効果があると思いますので、ちょっと前向きに検討したいと思います。

以上でございます。

○7番（関田 貢君） ぜひ実施していただいて、これはお願いします。

じゃ、次、行きます。

次は信号機の問題ですが、この信号機の問題については、この新堀地区の13号線、市道第1900号線の丁字交差点については、ここのところは僕、何回か質問して、また警察の交通課も行って、私がお願いに行った当時の交通課長さんは、今異動で変わってますけれど、その当時は、あそこんところのその地域、新堀3丁目の地域がまだ半分ぐらい住宅が建ってない。ここが満杯になったら、ある程度その住宅が張りついたら、ここの横断は必要ですねというふうに言われてるんですね。今は私が、ここ何回か質問して、新堀3丁目の土地はほとんど住宅が埋まりました。ですから、私はあそこから住宅の皆さんが小学校へ行く、あるいはPTAで役員で行くといったときに横断歩道がないんですよ、あの3丁目の人たちは。当然その横断歩道が、正式なルールでいけば野火止用水の北が、小平寄りの野火止用水の横断歩道を渡るか、そしてこっちのけやき通り、西側のけやき通りのところまで回って三小なら三小へ行くというのがルールになっちゃうんですよ。ですから、あそここの中間のところ、ちょうど市道1900号線が出てるところが、アップルっていったけな、何とかのマンションの真ん前がここの道路になるんですね。ですから、そこに信号機ができなければ横断歩道をつくってほしいということを、私は言ってきたわけですよ。ですから、アで信号機ができないんだったら、今までの経過の中で横断歩道でもいいからつくっていただきたいというような経過を、この辺のことについて再度確認します。お願いします。

○土木課長（寺島由紀夫君） 過去、何度か一般質問で伺ってございますが、こちらの場所につきましては、警

察署のほうに何度も協議させていただいておりますが、やはりここに信号機、横断歩道を設置した場合、その東と西側との距離がちょっと短過ぎてできないということと、それから通学路指定の道路になっていないことも要因ということでも言われてございます。また、道路形態、交通量からも難しいということでも言われてございます。そのような中で、横断歩道だけでも先行してできないかということでもございますが、こちらについても警察署と協議をしまいましたが、横断歩道のみでの設置ですね、こちらについては最近の交通事情から、歩行者の安全確保に重点を置いており、横断歩道のみでは危険が伴うものとして、最大限、安全確保が保つことができなければ設置は難しいという考えがございまして、この場所につきましても横断歩道が難しいということと、信号機も難しいということのような状況になってございます。

以上でございます。

○7番（関田 貢君） この道路について、私は何回も現地を、警察の人がよく見てもらって、この横断歩道ぐらいは早く、信号機はお金がかかるから、横断歩道は路面に横断歩道を書くだけでいいわけですから、ここをなぜ、じゃもっとけやき通りから西側に行きますと、あそこは用水道路というのが通ってんですね。緑道が通ってます。その緑道のところの横断歩道はできてるんですよ。じゃ、そこは信号機と、その間の距離というのはもっと短いですよ。ですから、新堀3丁目の皆さんが横断歩道を渡るという指導をすれば、けやき通りを回るか、小平の野火止用水を回るかって、それで横断歩道って中間では渡れないことになるんですよ。ですから、あそこにはパン屋さんが、有名なパン屋さんができて、非常に人気があるパン屋さん、そこんところの横断、真ん前なんですよ。その道路が、市道1900号線って。その1900号線の丁字路に横断歩道ができない、こんな危険なことないですよ。

それで、ここんところ、私が提案するようになったのは、そこからマンションに住んである社長さんから指摘をされて、障害者の車椅子の人がいつも送り迎えをしてもらってるそうですよ。行きは反対側の道路で行くから危なくて見てられないと。帰りは自分の側に送っていただくから、そのままマンションに入れるからいいと。しかし、いつもそこは横断してるんだと。そういうような光景を、その社長から僕は言われて、実現をするためにということで、あそこを信号機をつけていただきたい。警察にも行ったときに、まだまだあそこんところが、まだ発達段階だと、用地がいっぱい余ってるというふうに言って、今はほとんどあそこんところの新堀3丁目の区域の住宅地のところはほとんど満杯に埋まってますよ。ですから、今度あそこの人たちがあの横断をするということについて、横断歩道が絶えずあそこん区域の人は、けやき通りの交差点、あるいは野火止用水の小平側の交差点の歩道を渡らなきゃ、正式には横断歩道がないんですよ。ですから、万が一、小学生がいたときには、小学生なんか横断するんですよ、そこ。それで、第三小学校へ行くんですよ。そういうことを実際、現地を見て警察の人が指導していただかないと、そういう車椅子の人たちも反対まで出て、それで乗せて、帰りは自分の自宅側に車がとまるから、その社長の言うことでは言っていましたよ。だから関田さん、ここんところは横断歩道が必要だよ。あそこんところ、市道1900号線を行けるようにと、そうすれば3丁目の区域の皆さんは横断しやすいんだよと、それがないと無断で横断をしろということなんですよ。不親切ですよ。新堀3丁目の区域の皆さんには、けやき通りを回んなさいとか、野火止用水を回って行かないと横断歩道がないですよと。そういう指導つきやないですよ。そんな遠くまで歩かせるかと。今の高齢者の皆さんは、自分の足で歩くというときは、そんな遠くまで歩いてまで行動できないはずですよ。その辺、どうですか。

○土木課長（寺島由紀夫君） この箇所につきましては、平成14年度から東大和警察署を通じまして東京都公安委員会に要請書を提出しております。現在までなかなか実現できないような状況でございます。ただ、市でも

その文書を提出するだけではなくて、そのように議会でも懸案になってる場所ということで、ぜひ積極的にちょっと考えてもらいたいというようなことでお願いはしていますので、今後も市としては粘り強く要請していきたいということで考えてございます。

以上でございます。

○7番（関田 貢君） ぜひ、その1番の信号機の設置、あるいは信号機ができない場合は、その横断歩道でもということは、ぜひこれ1日も早い要望ということで、実現に向かって努力していただきたいと要望しておきます。

②の問題に移ります。

この②の都市計画道路3・5・20号線の市道第11号線と市道745号線が交わる箇所に横断歩道と信号機の設置ができないかということをお願いしました。この件について、どのような様子なのかお伺いします。

○土木課長（寺島由紀夫君） こちらにつきましては、都市計画道路の3・5・20号線の築造時に、警視庁のほうと何度も協議を行ってございます。平成24年から25年にかけて、3度、協議させていただきまして、また警視庁の担当者におきましても現地視察を2回ほど行っております。そのような中で、警視庁の判断としましては、当初から将来的に本線が、この本線が3・3・30号線と接続した後のことを考えると、本線の車両の流れを阻害しないために、当該箇所の五差路としての信号機設置はしない考えであるというようなものでございました。ただ、その辺の詳しいデータがほしいということで、市のほうに交通量の予測シミュレーションの解析を行ってほしいということで、市のほうでもその解析を行ってございます。その解析を警視庁に提出しましたところ、その結果、警視庁ではちょっとまだできないという判断がされたものでございます。

2つ目としまして、この信号機の設置につきましては、基本的に車道の幅員が6メートル以上の交差点である必要があるため、市道第11号線の北側ですね、こちらの市道、北側線と市道第745号線の幅員がそれを満たしてないということも大きな要因ということになってございます。この警視庁協議の中での最終的な判断としましては、市民からの要望があるということも市から伝えてございますので、その要望も鑑みて、本線が330号線と接続したときに交通量を考慮した上で、改めて検討するというような回答をいただいております。

以上でございます。

○7番（関田 貢君） 今の課長の話では、この芋窪街道の四街道まで都市計画道路が完成したわけですよ。そうしたときに、今私が言うのは警察署からの方面から、あそこの20号線、出たときに、今の信号形態では、非常に今の位置は見づらいですよ。あの信号機が動かない限り、あそこの横断を、信号機のあるほうの横断はいいですよ、20号線の広いところね。しかし、今度はこの745号線の側から出るときに、新しく四街道まで出たときに、そこに横断歩道がないということを考えたときに、こっちは人は745号線を渡って、それでその信号のあれを渡ってと、クランクまで回らないと横断できないことになるんです。あの見づらい信号機を解消するためには、やはりこの四街道にできた、こっちは745号線の前に横断歩道、都市計画道路に横断歩道をつくってあげないと、今度こっちは一時停止の皆さんが信号を判断できないですよ、今の状態のままの信号機では。それだったら警察に、今の信号機の位置を移動させるべきですよ。あそこ移動させないから、とことこって出ていって一時停止の罰金をとられてるんですよ。そういう不合理なことを改善してあげないで、現況のままではできません、できませんじゃ、現状もう少し認識をしてですよ、左に、自分たちが渡って左側に都市計画道路もとできたところに信号機が渡ってるわけですから、それでこの都市計画道路のいって、それで今私が提案してる745号線の出てくるところの信号機が、そこへ信号機をつくることによって新しく四街道のほうへ出た都

市計画道路へ横断歩道をつくっていただきたいというふうになると、警察署から来たときに信号機が左が見えないんだから、今度こっちに信号機ができれば、そういう信号機の知らせがわかるわけですよ、右側の車のとまる状況が。ですから、とことこつと出れば警察官がここにいて捕まえてるんですよ、一時停止で。あそこは一時停止で、とことこつと前に出なければ信号機は見えないんですよ。そういうところを信号機が、交通量だとか、警察が捕まえるという場所は改善してあげなきゃいけないと私は思うんですよ。

じゃ、都市計画道路を、こっち、四街道側のできたところに745号線が出てきたお客さんは横断歩道できないんですよ、新しく都市計画道路で、あんな広いところへ渡るためにぐるっと回るんですよ。そんな不合理なことはさせるわけにいかないじゃないですか。警察に言ってることって、現状を見ていただいて、745号線のところから前の新しくできた都市計画道路、四街道側の都市計画道路に横断歩道をつくって、そこへ信号機ができれば、こっちから、警察のほうから20号線へ向かってた車は一時停止で捕まらないで済むんですよ、信号機が見えるんですから。今の信号機じゃ見えない。あの信号機を改善するということになったら、もっと見やすくできるように、信号機ができないんだしたら、あの信号機、移動させるべきですよ、見えるほうへ。どうですか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 今のお話でございますが、警察署のほうと協議させていただきました。警察署から北へ上ってって、3・5・20号線へ出る手前に停止線がございますが、その停止線が結構後ろのほうに設置してございます。これは3・5・20号線を東から来て11号線に入るのに、それだけの距離がないと車と車が接触するというので停止線を下げてございます。それから、今ある信号機につきましては、歩行者用の信号機でございますので、一時停止したときに見える見えないというものは、特に考えてないといえますか、そこではないということなんです。それは歩行者用信号機なので、あくまでも車については一時停止してゆっくり出て、左右を確認して出ていくということをお願いしたいということで聞いてございます。

以上でございます。

○7番（関田 貢君） 信号機の考え方ですから、ぜひ僕は、この四街道が、前のままの旧態でできてる信号機だと私は。あの信号機では非常に見づらいし、私は改善する必要があると思いますよ。これはもう議論しても皆さんのほうは進まないんで、この芋窪街道の四街道が都市計画道路、完成された、そしてその新しい道路を横断ができない、旧の信号のままで渡んなさいという指導は全く無謀ですよ。市民にとって優しい信号じゃないというふうには私は言って、ぜひ改善をお願いして要望しときます。

次に行きます。3番、市道路線についてお伺いします。

先ほど桜が丘地区内の市道814号線に、市道第704号線を開通することによって、工場地域の開発計画が終了時に道路拡幅も決定されているということで、開通がそのときにするというお話を伺っております。いまだにこれ、周辺の工場の開発計画も終わり、工場も撤退されて現状があのよう姿が変わっているのに、道路幅員がいまだに開通できない様子になってると。これについては何か問題があるのかお伺いします。

○土木課長（寺島由紀夫君） この場所につきましては、総合福祉センターのは〜とふると西側のコンビニエンスストアの間の道路予定地となっているところでございます。こちらは今、行きどまり状態になっておりますが、本来は道路としてはネットワーク上、好ましくないものと考えてございます。ただ、旧カシオの東側の道路の整備が残ってございまして、今開通させた場合には交通量が増加し、児童の通学路になっていることもございますので、安全対策が不十分であると考えられます。今後、このカシオの旧カシオの東側の道路が、開発事業等によりまして東大和市地域道路計画が8メートルなんです、8メートルに道路後退され、またそのと

きに歩道が整備され、安全確保が図れる状況が確認できれば、市道第704号線の南端の道路予定地について道路整備を行い、当該路線を開通させることを考えているような状況でございます。

以上でございます。

○7番（関田 貢君） 704号線のことを触れられましたけどね、この704号線はずっと昔から、この704号線、今の答弁を聞くとカシオの入り口から都市計画道路が拡幅されなければ、今の歩道も拡幅されなきゃ実現できないと言ってると同じですよ。しかし、その中の交差点から南は開発区域がどんどんどんどん進んで、住宅ができ、それで最後の一軒が残ったときに、ここの工場地域の開発ができれば、半分から南は道路の問題が解決されるから、位置指定がとれて工場に道路の基礎をお願いするということもあるんで、そういう基礎をお願いするからできないんだと。それで、今はもう会社のそれぞれの開発行為から道路分の基礎をいただいた中の道路については何ら問題がないと。問題がなければ、開通して問題ないというふうになるんですよ。もし、そういうことで、入り口の問題がそういうことで拡幅ができない、カシオ計算機の場所の土地を拡幅することは、事業で、その会社が何かの事業を展開しない限りは道路基礎が提案されないわけですから、そのままずっと開発はしなければ、その道路は広がらなければ、今の現状のままずっといくっきゃないんですよ。

そういうことじゃなくて、その中は開発して交差点があって、その交差点にも中には信号つけてくれと言う人もいらっしやいますよ。しかし、私はそういうところは信号じゃなくて、規制で十分できるんだ、一方通行にするとか、そういう規制をかければ僕は何ら通過させて、あそこの道路に出入りができるような、市が行政で道路を拡幅やって、地域住民に使いやすい道路に僕はしてあげるべきだと思うんですよ。今までは、これを提案するたびに工場地域の開発として、その開発で道路分とか、あるいは歩道分の基礎があればやりますということに答弁があったんですよ。そういう答弁と、今の答弁ではつながっていかないですよ。どうですか、それ。

○土木課長（寺島由紀夫君） 当時そういうようなお話をしていたということは、ちょっと認識してはございませんが、今時点の状況では、その道路を開通させますと玉川上水駅と、それから桜街道ですね、そちらのほうに通過する車はかなりふえるんじゃないかということで考えてございます。そうすると、通学路にも指定されておりますことから、また繰り返しになりますが、安全確保が保たれないので、今の状況では難しいという判断をしてるような状況です。

以上でございます。

○7番（関田 貢君） だけど、先ほど言ったように、だからうちはそういう駅周辺とか住宅の中の一方通行の交通規制が当市は少ないんですよ。だから、そういう通過コースになると。当たり前なんですよ、桜街道が混めば。そうしたら、そういうところに車が逃げてくる。逃げてきたときに、進入禁止をする。そういうような標示マークがあるわけですから、一方通行にするそういう規制を駅周辺は設けなかったらば、対策を講じていかなければ、現状のままだったら今みたいな答弁でずっといっちゃいますよ、改善が進まないですよ。ですから、どんなに広くたって、その道路事情によっては、やっぱり道路の広い狭いにかかわらず地域住民の声を生かすんならば進入禁止もすべきですよ。そして、道路規制をして地域住民が利用しやすい道路にすべきですよ。規制がないんですよ、うちのそういう部分では。だから、信号がもしなかったら、そういう道路が通過コースになるんだったら進入すれば、進入禁止のマークをつければいいんですよ。禁止にすればいいんですよ、道路規制すればいいんですよ。違いますか、私の言ってること。お願いします。

○土木課長（寺島由紀夫君） こちらの704号線ですね、開発事業でかなりのマンションが建っております。こ

の沿線のマンションの住民の方から、ここを開通させた場合、交通量が増し、交通安全上、心配があるという話も聞いてございます。こういう道路でございますので、住民の御理解が同時に必要であることから、何らかの交通安全対策、道路規制なり、そういうことが開通させるときには必要であると考えてございます。

以上でございます。

○7番（関田 貢君） ぜひ、この問題は改善をできるように努力していただきたいと要望しておきます。

次に、学校関係の問題についてお伺いします。

この学校関係についての2月2日の発生した小学生の登校中の事故について、事故原因についてお伺いしますとか、あるいは安全対策指導をどのようにされていたかとお伺いしますという問題を取り上げたのは、私は東大和市のそれぞれの学校の通学路区域が、こういう事故が発生したときに、自分たちの学校の通学路は一体安全なのかどうかという確認をする必要があるのではないのかなというふうに私は思っています。そうしたときに、この通学路のあり方を、自分は五小区域ですから五小区域の五小に集まる動線はどういう動線になってくるのかなというふうに私は思います。そうしたときに、この事故を僕が報告を受けたときに、東大和市の交通安全対策の中で小学校の教育、啓蒙活動については欠けて、ちょっと僕は交通安全に対しては低いんじゃないかなと、交通意識が。

というのは、東大和市の黄色い帽子を入学式に、いつも教育長が渡しています。そういう黄色い帽子は、着帽という制度というんですね、規則というんですね、それは各学校で自由にお任せなんですかね。黄色い帽子、かぶるということの規則があつて、かぶらなきゃいけないって、あれは任意でかぶらなくてもいいんだとか、学校の規則ではそういう帽子のかぶる規則はどういうふうに扱われてんですか。

○学校教育部参事（岡田博史君） 黄色い帽子のお話でございますけれども、新1年生に対して教育委員会のほうから各学校の1年生にお渡しして、かぶってもらうようお願いをしているところです。特にかぶらなければいけないというような決まりはございませんが、教育委員会から渡しているものですし、各学校でも1年生の交通安全というような視点で、かぶるというような指導を各学校でもしているところでございます。

以上でございます。

○7番（関田 貢君） 僕は黄色い帽子という意味が、非常に帽子をかぶるということは、寒さや暑さ対策に有効だと、帽子をかぶるという意味はね。そして、集団で帽子をかぶるという意味も僕はあるんだろうというふうに解釈します。そうしたときに、この通学路の見方で、文部省が2004年度中に通学路の危険な場所を記した通学安全マップを作成、または予定の小学校が85.5%、この当時あったと言われてます。当市は、こういうときに通学路の見直しで、2004年度の作成したとき85.5%の中に通学安全マップという、この当時、作成し、道路の各学校の通学路の確認はされたんですか。その辺、確認します。

○教育総務課長（石川博隆君） 平成24年の4月以降、当市におきましても7月に通学路の緊急合同点検ということで、東大和警察署、保護者や地域の方、道路管理者、学校、教育委員会の5者で合計62カ所を点検いたしました。点検の結果については、市のホームページでも公表しておりまして、以後、毎年そういった形で通学路の点検等を実施しております。

以上です。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 今の点に少し補足いたしますと、各学校におきましては通学路の安全の点検して、マップに落とすということを御家庭の御協力もいただきながら実践しております。

以上でございます。

○7番(関田 貢君) その通学路については、私はこの安全対策指導の問題にも触れますけれど、東大和市の子供たちを見てると、黄色帽子をかぶってなければ、集団登校の様子もない。時間、時間でね、それぞれの自由に通ってるという風景を見かけるんですね。僕は非常に他市の村山さんの市立第二小学校の通学風景をつぶさに、この間も見てきました。非常に大きな交差点がある宿と、その先の岸ですかね、あの交差点のところを黄色い帽子をかぶった人が、一団と集団登校で流れていくわけですね。ですから、私はこの二小で、この2月2日の交通事故なんかも、ああいう集団登校と黄色い帽子をかぶった集団がいたならば、僕はある程度、交通事故は防げるんじゃないかと。

今の武蔵村山さんの僕は宿というところの横断歩道なんかは、あそこはかなり交通事故が多いところなんです。私もお孫さんを連れてたおばあちゃんのはねられて、お孫さんが助かっておばあちゃんは亡くなったと、そういう交差点でも子供たちが集団登校してるんですね。それで、その集団登校には黄色い帽子を全員かぶってるんです。そして、その前と後ろには上級生が必ず、上級生だろうと思うんですが、その人たちが必ず、合流、合流で上級生がいて、そこへ何人かのグループ、5人なら5人、10人になる。5人なら5人のグループが、必ず先頭には上級生が、黄色い帽子をかぶった人がいる。そういう光景が見受けられます。

東大和りで仮に私が五小の区域を見てますと、五小の区域は事故のあった場所から見ると、大きな交差点、あそこんところのハミング道路の交差点、大きな道路がある。そして、五小に入るときの信号が、都市計画道路を横断すると。こういうふうにくたときに、黄色い帽子をかぶった先頭の人が、10人なら10人、5人なら5人で固まって行きますと、信号のところでは5人、10人まとまると黄色い帽子というのはすごい威力ありますよ、全員がかぶってんですから。黄色が目に入りますよ。そういう帽子効果も、集団登校ではあるんじゃないのかなというふうに僕は思います。

そうしたときに、五小の区域では横断歩道を外して、歩道、学校まで行く歩道整備がよくできてますよ。そうしたときに、そういう集団登校が、うちは五小の区域で大きな人の流れでいけば、都営高木団地のグループが、どういうふうに団地、団地で集合体ができ、そして第二光ヶ丘のところができ、それで立野のほうから来る皆さんとの合流をして歩道を渡ってくると。通学路を渡って渡ってくる、合流、合流してくるといふときのそういう集団登校の第二小学校、村山の第二小学校の経過というのは、僕は調査して調べてあるんならお聞きしたいと。あのやり方は、当市でもまねできるんじゃないかなというふうに私は思うんですが、どうですか。

○学校教育部参事(岡田博史君) まず武蔵村山の第二小学校の集団登校、また黄色い帽子の件でございますけれども、聞いたところによりますと武蔵村山市立第二小学校では、開校当初、50年以上も前からこの集団登校というのは実施をしているそうです。学校が中心というよりは、自治会が4つばかりありまして、その自治会が中心となって集団登校を進めているということでございます。班編成も含めて、自治会が全て面倒を見てるといふような状況だというふうに聞いております。

また、黄色い帽子につきましても、全児童がかぶっているという状況でございますが、こちらも10年ぐらい前は低学年のみ帽子を着用していたということでございますが、校外学習等における安全面の効果を考えて、全学年の児童が帽子をかぶっているというふうなことでございます。そのようなことを考えたところで、当市において黄色い帽子の着用ということについては、現在は全校で1年生が着用と、2年生になりますと帽子をかぶらなくなるというふうなところがあるかと認識しております。全学年の児童が帽子をかぶるということで、安全面のことを考えてかぶるということについては、非常にメリットがあるというふうには認識しております。しかしながら、この校帽、校帽というんでしょうか、全学年がかぶれば校帽という形になるかと思



ますけれども、教育委員会から指示してかぶりなさいということではなく、お金のこともありますので、保護者の考え等も聞きながら慎重に考えていく必要があるかなというふうに捉えております。

また、集団登校につきましては、さまざまな課題がございまして、例えばグループ編成の問題、先ほど議員がおっしゃったように、高学年が必ず含まれているというようなことは重要であると捉えておりますし、また地域を区切るという形になりますので、集合場所をどこにするか、その集合場所が安全な場所なのかどうかというものの検討、または児童の居住地によっては、多少遠回りになってしまうというようなこともございます。それから、集合時間の問題もございます。集合時間を設定いたしますと、どんなことがあってもその時間までには登校しなければいけない、また逆におくれてしまうと全体に待たしてしまうというようなこと、保護者の都合によって早くに行かせなければいけないというときには、かなり時間を待たなければいけない、登校時間もかなり長くなるというようなことがございます。さらに集合場所では、待たせておく時間帯に管理する大人が必要になってくると考えられます。そして、横断歩道上、長い列で渡るということも、逆に危ないというような考え方も中にはあるかなというふうにも思っているところでございます。

以上のところから、なかなか集団登校を実施するにしても、各学校、地域の方々、自治会等と保護者等、かなり検討を要して、検討しなければいけないというふうに思っているところでございます。

長くなりました。以上でございます。

○7番（関田 貢君） 今、私もこの村山の集団登校の歴史が、地域の自治会や、それを巻き込んで、開所当時、50年前から続いているということで、こういう集団登校のよさというのも、僕は学ぶべきじゃないのかなというふうに思うんですね。そして、この帽子の効果も、低学年が最初つけて、安全面の効果を考えて全学年の児童が着用するようになったということも言われています。ですから、こういう武蔵村山市の第二小学校で教員をしていた先生が、今度は他へ異動すると、そういう先生が非常にこういう集団登校のことを言っていて、波及効果があるようだ。他市へ行っても、今度はそういう黄色い帽子の着用をさしているというお話を聞いております。

ですから、やはり集団登校には、先ほど言っても、車を信号機の時間帯で移動するわけですから、そんな長い列を組むわけじゃないんでね、子供さんたちも要領がいいんで、5人、10人の集団でこういうふうにした。しかし、そういう集団の人が信号機のところにまとまっていると、運転手のドライバーからしても、黄色い帽子がそこでごつといると注意しますよ。僕も、その場所へ何回か確認に行きましたら、非常によくまとまっています。かえって、親が全然いないんですよ。それで、その場所も、僕が行ったときに宿の交差点、あるいは岸の交差点なんかは全然父兄がいないんですよ、こういう交通事故のあった場所でも。それで、子供たちが、みずから自分たちが判断して、5人のグループがいたり、10人のグループがいたり、そして先頭に立っているのが、多分、じゃそのグループの中の上級生で、前後ろにきちっと黄色い帽子をかぶって、5人なら5人の黄色い帽子をかぶった人が信号にとまるんですもの。運転手が気がつかないはずがないですよ。やはり黄色というのは、日本の交通安全対策の中での色合いは非常に効果的です、あの黄色という。

ですから、私はこういう通学路が、あそこの青梅街道はガードパイプが全部やられて、ただ横断するとき先輩たちが指導していると。それで、二小のところまで、一番遠いところは岸交差点から宿、そして第二小学校まで行くとかなり距離ありますよ。それを子供たちが歩いていってるんですもの。あれを5人の単位、10人単位で集団でまとまっていく光景というのは、本当に僕はああいうような姿が、いじめっ子も、多分ああいうふうになったらいじめっ子もないだろうと。みんな仲よくできる、ああいう環境だろうと私は思っています。ですから、こういう集団登校ということも、こういうことを、事故を起点にして僕は集団登校なんかも、あるいは

黄色い帽子の着用も考える、そういう時期に来てるのではないのかなと思いますが、どうですか。

○学校教育部参事（岡田博史君） 議員がおっしゃるように、黄色い帽子や集団登校についてもメリットがあるというふうには認識しております。安全面について非常に有効だというようなところも認識しております。しかしながら、教育委員会で全学校に、または一部の学校にこれを実施しようというようなことをお願いすることも、なかなか難しいというふうに思っております。やはり先ほども申しましたが、学校の状況、地域の状況、それから児童の実態、それから地域の交通事情、さまざま保護者や地域からの御意見等も伺いながら、そこは帽子にしても集団登校にしても慎重に検討していかなければいけないというふうに思っております。こちらのことにつきましては、また学校のほうにも、このような話があるというようなことにつきましては、お話を進めてというか、お話をしていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○7番（関田 貢君） ぜひ、どうか集団登校についての検討は、検討していただきたいということで要望しておきます。

次に、②の2月9日の再逮捕された小学校の臨時教員の任用教員についてのアとイということで、問題がないのかということ、二度とこのような事件が起こらない対策はということ、先ほどの答弁の中では東京都よりカードで提示され、担当のその区域の校長先生が面接して決めるというお話は聞きました。こういうようなことで、二度とこういうことを起きないためのカードで提示されたり、面接するときの面接方法にも改善を加えて、任用するときに東大和ではこういう事例があったと、こういうことについてはあなたの——この人は面接のときにはカードの提示内容だけじゃなくて、こういう問題には、問題ないでしょうねと、過去にはこういう問題があったと、そういうような面接の中に項目は入るんですかね。じゃないと、こういうカードで、ただ同じことをやれば、また同じような問題の発生した人を採用する可能性は私はあると思うんですが、どうですか。

○学校教育部参事（岡田博史君） その事件につきまして、面接ですけれども、私のほうも面接をいたしますけれども、その際に必ず市民の信用を失墜するような行為、こちらを具体的にどんなことが失墜行為なのかということも言わせるようにしています。そして、それが足りなければ私のほうから具体的な事例を出しまして、こういうことはしていないかどうかということの確認をいたします。また、この後も絶対このようなことを起こさないかというようなことを本人に聞いて確認をしていると、そのような面接を今続けているところでございます。

以上でございます。

○7番（関田 貢君） ぜひ、そういうふうに努力してって、二度と事故が起こらないような指導をしていただきたいと、このように要望します。

最後に、5番、休日急患診療所についてです。

先ほどの答弁をいただいて、東大和市ではこの3番の問題で、先進市を見て、当番制または輪番制での実現、本当に努力されてるんですかね、やる気があるんですかね、この問題。再度、お伺いします。

○福祉部長（田口茂夫君） 従前から議員のほうから一般質問等で、こういった御要望、お話をいただいているということは、私どもも承知をしております。先進市の状況等を確認をさせていただきますと、やはり東大和市と若干違う点があるかというふうには考えております。特に東大和市は大変コンパクトな市でございます。実施をしているところは、面積的にも大変大きいというふうなところもございまして、そういったところでやは

り、当然面積が大きいところに1カ所だけつくったりすれば遠くから来なければならない、それも体調が余りよくない状況からというところにもなります。また、駐車場の問題ですとか、状況によっては医師だけではなくて薬剤師さんの問題、また看護師さんの問題、それを受け付けをするような受付の事務の方の問題等、さまざまな問題がそこに絡んでくるかというふうには思っております。当市の状況からいたしますと、先ほど申し上げましたとおり、大変コンパクトな市でございまして、また現在、休日急患診療所につきましても、立野地区ではございますが、この市役所に近いところで一定の中央地区にあるというふうにも考えてございまして、駐車場等も整備してあるということから、また市民の認識もこういったところに休日急患診療所があるということの長年の蓄積の中でも周知がされているというところもございまして、現在この状態が続いているということでございます。

市長からも御答弁がありましたように、今後の医療状況とともに、介護の状況ですとかさまざまな状況変化もございまして、引き続きこういった点も含めて検討は加えてみたいというふうには考えております。

以上です。

○7番（関田 貢君） 私が平成27年の9月に休日急患の質問をしたときに、42診療所がある中で3診療所が土日を実施しているというふうには、この当時やって質問した。今回この質問に当たって調べましたら、今回は診療所が43あって、今度は4施設の診療所が実施するようになったと。そういうふうには医療界も、こういう休日診療所が1つふえるということは大きな問題だと私は思うんです。ですから、こういう3診療所が4診療所になって、なおかつ東大和の休日診療所が必要なのかということですよ。そういうときに、この診療所の中で小児科や内科や外科や、みんなそれぞれの科目の人が休日診療所をそれぞれ開いてくれるんですよ。そういうところで、休日急患の人たちが市のところへ来なくても、市がそこで開設して2,000万円も年間かけて、その効果というのを診療所が、新しくできて診療所が43もあって、新しい診療所が土日開設して、施設が3施設から4施設に診療所がふえて、そういう診療所がふえてる中で、なぜ東大和市が中央に休日診療所をお願いしなきゃいけないのか。他市ではとくに、僕がこの提案したときから、当番制や輪番制で各診療所の土日を、部屋をお借りしてやれば市が施設を持たないで済むんですよ。そういう先例市が、なぜそういうことが、先例市で実行できて当市が、これやる気の問題ですよ。市長さん、何回かこの問題を、こういうふうには、21年度、その前にも何回かこの問題、取り上げてあります。その問題について、本当にこれ改善していただきたいと思うんですが、よろしく願います。

○副市長（小島昇公君） 市民の皆様にとりましては、やっぱり体調不良を起こすというのは時を選ばないということでございます。ですから、平日でございまして市内の至るところにお医者さんが開業して診ていただくと。それが土日になりますと、やっぱりお休みが多かったり半日だったりということで、なかなか診ていただけないというのを改善するために休日急患を実施してございます。そういった中で、今お話ありましたように、特に土曜の午前中あたりはかなり開業していただいているクリニック等もふえているというような状況もございまして。ただし、休日急患を利用されている市民の皆さんの数というのも、風邪がはやってるときなんか相当大勢、やっぱり受けてるというようなところもございまして、まだなのかという御意見もございまして、引き続きそこは、市民のためにどれが一番いいのかという視点に立って、再度、調整をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○7番（関田 貢君） ぜひ、副市長、実現のために努力していただきたいことを要望して、私の一般質問を終

わかります。

ありがとうございました。

- 議長（押本 修君） 以上で、関田 貢議員の一般質問は終了いたしました。  
ここで10分間休憩いたします。

午後 2時33分 休憩

---

午後 2時43分 開議

- 議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
- 

◇ 関野杜成君

- 議長（押本 修君） 次に、14番、関野杜成議員を指名いたします。

[14番 関野杜成君 登壇]

- 14番（関野杜成君） 議席番号14番、関野杜成です。通告に従い、一般質問を行います。

大きな1番といたしまして、未就学児に対する教育についてです。

- ①保育園と幼稚園の違いと認定こども園についてお伺いします。
- ②市が考える未就学児に対する教育についてお伺いします。
- ③幼稚園・保育園・認定こども園と小学校との連携についてお伺いいたします。

大きな2番として、納税についてです。

- ①現在の納税状況と滞納状況についてお伺いいたします。
- ②滞納者への対応についてお伺いします。
- ③不納欠損に対する考え方と対応についてお伺いします。
- ④現在の納税方法の種類についてお伺いいたします。

大きな3番として、生活保護についてです。

- ①生活保護対象者について。

ア、現在の類型別世帯数と類型の内容についてお伺いいたします。

イ、世帯類型の中で、就職などの収入増により自立できる類型は何かについてお伺いします。

- ②生活保護者の生活状況確認から自立までの流れについてお伺いします。
- ③生活保護者の発見と自立への支援と数値目標についてお伺いします。
- ④生活保護者へのフードカード（クーポン）など、新しい制度や支援の導入の考えについてお伺いいたします。

す。

この場での質問は以上です。再質問については自席にて行わせていただきますので、よろしくお伺いいたします。

[14番 関野杜成君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

- 市長（尾崎保夫君） 初めに、未就学児に対する教育についてであります。保育園、幼稚園、認定こども園の違いにつきましては、保育園は児童福祉法に基づく児童福祉施設とされ、保護者の委託を受けて保育が必要な乳児または幼児を保育することを目的とする施設であります。一方、幼稚園は学校教育法に基づく学校とさ

れ、3歳から5歳の未就学児の教育を行うことを目的とする施設であります。また、認定こども園は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく保育、教育を一体として提供する施設であります。

次に、市が考える未就学児に対する教育についてであります。未就学児の年齢に応じて内容は異なりますが、市では人への信頼感の醸成、情緒の安定、言葉で表現する力の習得、豊かな感性や表現力の養育、創造性の芽生えの補助、基本的な生活習慣や集団生活の規範の習得等が最初に必要な教育であると認識しているところです。

次に、幼稚園、保育園、認定こども園と小学校との連携についてであります。幼稚園、保育園、認定こども園、小学校の職員による幼・保・小連携会議を開催し、情報共有や課題の把握等に努めております。また、就学を控えた児童に対しましては、小学校への体験入学を実施し交流を行うとともに、幼稚園や保育園等から児童の保育要録等を小学校に提出し、各児童に関する特徴や配慮すべき事項等を伝えるようにしております。今後も各施設と小学校におきましては、交流や情報共有を図り、円滑な連携に努めてまいりたいと考えております。

次に、納税状況と滞納状況についてであります。納税に関しましてはこれまでも早期の電話督促、催告や臨戸訪問など、初動対応を強化することで未納額が大きくなる前に納付に導き、滞納を発生させないように努めてきたところであります。その結果、平成28年度の現年度課税分の徴収率につきましては、前年度を若干上回る事ができるものと認識しております。また、滞納繰越分につきましても、税の公平性と公正性を確保する観点から、滞納処分や徴収緩和制度などの滞納整理に努めたことにより、繰り越し額の圧縮が図れたものと認識しております。

次に、滞納者への対応についてであります。滞納者との接触機会の増大を図り、納税相談等を通じて納付能力を見きわめ、市税、債権の確保に努めているところであります。個々の実情に合ったきめ細かな対応を心がけ、収納率の向上に結びつけてまいりたいと考えております。

次に、不納欠損に対する考えとその対応についてであります。滞納者との接触機会が設けられないことや、差し押さえの対象となる財産が判明できないなどの理由により、5年間の消滅時効を迎えてしまう事案も現状ではあります。しかしながら、財産調査の実施から滞納処分の可否、判断までの迅速化を図り、地方税法の規定に基づく執行停止を経た不納欠損処理について積極的に進めてまいりましたことから、その割合につきましても減少しているところであります。

次に、現在の納税方法の種類についてであります。市役所及び金融機関での納付書払いに加え、これまでも金融機関の口座振替払いやコンビニエンスストア及びモバイルレジの活用など、納付方法の多様化を図ってきたところであります。また、クレジットカード納付につきましても、市税及び国民健康保険税を対象に、平成30年度からの開始に向け、現在準備を進めているところであります。収納方法の多様化に努めることで、税の納付機会が拡大し、市民の利便性の向上が図れると同時に、現年課税分を堅実に徴収することで、滞納繰越額を圧縮することができるものと認識しております。

次に、生活保護の類型別世帯数と類型の内容についてであります。平成29年3月末におけます国の統計上の類型別世帯数は、高齢者世帯が648世帯、母子世帯が106世帯、障害者世帯が167世帯、傷病者世帯が187世帯、その他の世帯が210世帯であります。なお、類型の内容につきましては、後ほど担当部長より説明をいたします。

次に、世帯類型の中で就職などの収入増により自立できる類型についてであります。一般的な状況から考えますと母子世帯とその他の世帯が自立できる可能性が高いと思われれます。

次に、被保護者の生活状況確認から自立までの流れについてであります。定期的な訪問調査により生活状況を確認し、健康面の問題等、就労阻害要因があれば通院指導を行う等の対応をいたします。また、就労阻害要因のない方につきましては、就労支援員による就労支援を実施し就職を目指します。就職により収入が保護基準を上回るようになりますと自立となります。

次に、要保護者の発見と自立への支援と数値目標についてであります。地域の方々からの情報提供などにより、査察指導員、面接相談員等が該当世帯を訪問し、状況把握を行い、その状況によって生活保護につなげております。また、生活困窮者の総合相談窓口であります東大和市くらし・しごと応援センターそえると定期的な情報交換を行うことにより、相談者の状況変化に対して生活保護相談を実施する体制をとっております。また、自立への支援につきましては、ケースワーカー、査察指導員及び就労支援員によるさまざまな調査、調整を随時実施し、就労、自立に向けた支援を行っております。なお、自立への数値目標はありませんが、訪問調査等によって把握した生活状況を踏まえ、自立に向けた課題を分析し、それらの課題に対応した具体的な援助方針により、生活の自立を目指しております。

次に、被保護者へのフードカード（クーポン）などの新しい制度や支援の導入の考えについてであります。生活保護法におきましては給付方法などが定められていることから、基本的には大変難しいと考えております。しかしながら、過去に関西における一部の自治体におきまして、生活保護費の一部をプリペイドカードにより支給したとの事例もあるようでありますので、その状況を確認するとともに、調査研究してまいりたいと考えております。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○福祉部長（田口茂夫君） それでは、私から生活保護の類型の内容についてお答えをさせていただきます。

類型の種類といたしましては、先ほど市長から答弁がありましたように、高齢者世帯、母子世帯、障害者世帯、傷病者世帯、その他の世帯の5つの類型がございます。

その内容であります。初めに高齢者世帯は、男女ともに65歳以上の者のみで構成されているか、またはこれらに18歳未満の者が加わった世帯であります。

次に、母子世帯は、死別、離別、生死不明及び未婚等による現に配偶者がいない65歳未満の女子と養子を含む18歳未満のその子で構成されている世帯であります。

次に、障害者世帯は、世帯主が障害者加算を受けているか、身体障害、知的障害などの心身上の障害のため、働けない者である世帯であります。

次に、傷病者世帯は、世帯主が入院しているか、在宅患者加算を受けている世帯、または世帯主が傷病のため働けない者である世帯であります。

最後に、その他の世帯は、先ほど説明をいたしました高齢者世帯、母子世帯、障害者世帯、傷病者世帯以外の世帯であります。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） ありがとうございます。

それでは、再質問に移らさせていただきます。

まずは、未就学児に対する教育についてという部分であります。

昔に比べれば、最近では保育園というところでも、実際、幼稚園と同じように教育という部分がなされているのかなというふうには感じておりますが、この質問をしたきっかけなんですけれど、先ほど保育園と幼稚園、認定こども園の違いということでお伺いしましたが、今、時代、子供たち、3歳でも4歳でももうネットとかそういったので十分いろんな情報だったり、そういうのが見れてしまう状態であるがゆえに、普通に今までの子供たちと同様に人間の基本と言われるような、そういった部分だけを教えるのではなく、知育といいますか、そういった教育というものを保育の中でも実施していただけないかなというような考えで質問をさせていただきます。

私もれんげ保育園、テマリ保育園と、両方、保育園だったんですけども、テマリ保育園は年少さんで、年中ぐらいかられんげ保育園という形で行ったんですけど、私の時代も少し何か漢字か何かをやったのか、数学というか、算数をやらされてた記憶がありますが、最近では保育園ですね、幼稚園では基本的に教育、未就学児の教育を行うということになってますんで、されてると思うんですけど、保育園では最近はどういった形で、教育という部分で考えたときに、どういった事項が行われているか、この点についてちょっとお伺いをいたします。

○**保育課長（宮鍋和志君）** 保育園等で教育、知育的なこと、どのようなことが行われているかということでございますが、ちょっと各保育園等の傾向を調べてございますが、そうですね、幾つか法人さんとかがございます。ある法人さんでは、リトミック、それから英語、英語で遊ぼう、リトミックは月2回、英語で遊ぼうも月2回、それから体育指導、指導員の方を呼んで月2回、絵画指導を年15回、おはなし会を3から5歳児、おはなし会をやったり、あとはS I遊びというちょっとそういうメソッドを使った遊びでございますが、知育遊びですね、それから作品展、サッカー大会、法人の中の保育園さん集まっていたいてサッカー大会等をやるところもございまして、またほかの法人さんでは家庭的な雰囲気大切に、乳児は育児担当制、それから幼児は異年齢別混合保育などをしているところもありますし、また課業として、その保育園では環境認識、体育、童歌、文字、数、美術、これら遊びの中で計画的に実施しているということも聞いております。それから、別の法人さんでは、ネイティブ外国人講師による英会話、3歳から5歳児クラスですね、あとは造形講師をお呼びしてアトリエ活動。それから、ほかの法人さんでは、リトミック、音楽、体育、言葉遊び、それから文字指導なんかをされているところもあります。あとはほかの保育園さんでは、やっぱり英語、それから音楽、楽器の演奏ですね、鍵盤ハーモニカですか、それからリトミック、絵本の講座、年3回、それから音楽という保育園さんによって全然違いますが、かなり知育的なことも実施されている流れがございます。

以上でございます。

○**14番（関野杜成君）** 豊かな感性や表現力の養育だったり、創造性の芽生えの補助と市長からも基本的なもので答弁はありましたが、それ以外にも保育園では今言われたことが大分やられてるということなんですけれど、そうすると幼稚園でも似たようなことをやられてるのか、それともそれ以上のことをやられているのか、その点について教えてください。

○**保育課長（宮鍋和志君）** 幼稚園さんは、どちらかというやはり教育的なことをかなりやってらっしゃいます。ただし、幼稚園さんといいますが、そういう教育的なことばかりではなくて、ある幼稚園さんは剣道、剣道ですね、それからやはり体育、それから礼節をわかまえるとか、そういうことを大事にされてるところもありますし、別の幼稚園さんでは田植えですね、田植え、それからみそづくりなんかもやってらっしゃるし、

またその一方、市内の幼稚園さん、環境が非常に恵まれていますので、自然豊かな環境の中でクワガタとかカミキリ、カマキリ、カブトムシなどの昆虫採集、そういうことも教育だけではなくてやってらっしゃいますね。あとは別の幼稚園さんでは、やはりリトミック、ピアノカ、体育、英語等、絵画教室、文字、数、言葉、野菜づくり、多種方面、多方面にわたってやってるところもあります。あとは幼稚園ではないんですが、認定こども園の中には英語に特に力を入れて外国人講師を呼んで授業をしているところもございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） ある意味、私の子供のときより大分いろんなことをやられてるんだなというのがわかりました。そういう意味では、私の子供のときから、もう40年、35年たったころなんですけれども、いろいろこういった形で、どんどんいろいろ変わってる中ではありますけれど、どのぐらい前からこれやられてたのかなというふうには思うんですけど、なぜそういうことを聞かかといいますと、いろいろ時代によってやることは変わっていくと思うんですが、実際やっていく中で、やっているだけではなく、せっかくやったのであればどのような効果が上がったのか、そういったところもしっかり保育園、また幼稚園、それと認定こども園とで見てるのかなというふうには思うんですけども、そういった効果測定みたいなものというのはやられてるのかどうか、ちょっとそれについてお伺いします。

○保育課長（宮鍋和志君） 効果測定の件でございます。こういうふうに各保育園、幼稚園さんでやってらっしゃいます。各施設では、まず保育園は保育指針、それから幼稚園は教育要領、こういうのが決まりがございます。それを受けて、施設ごとに目標とする保育、教育の基本と内容を示す保育課程、それから教育課程、こういうものを編成します。また、保育課程とか教育課程に基づきまして、年齢ごとの具体的な年間指導計画ですね、これを立てていらっしゃいます。それから、年間指導計画の中身としては、例えば1年間で4期に分けてそれぞれの期ごとの目標水準を項目立てて規定しているということです。例えば2歳児の場合、1期では基本的なことであれば保育者とともにトイレに行って排せつし、トイレの使い方を知る。2期では、尿意を、おしっこをしたいということで自分で感じて、先生に言ってトイレに行く。3期目では、トイレの使い方をきちんと身につけるといふふうに目標水準が徐々にステップアップしていきます。また、個々の児童ごとに児童票を作成し、月ごとに期の目標の達成度を確認、記録して職員間で各児童につき、その児童の目標達成方針を再確認していきます。その際、進んでいる点についてはさらに伸ばす指導、少しおこなっている項目については重点的かつ丁寧に指導するように共通認識を持っているということです。このように、個々の児童に対して目標の達成を促すことによりまして、集団としての目標達成も目指している、このような仕組みになってございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） わかりました。

それ年間的に、年間として計画を立ててということではありますが、個々の児童によってはできる子、できない子、教え方によってできたりできなかったということも多分出てくると思うんですけども、そういったときにはやっぱりその児童の特徴じゃないですけど、そういったのももちろん保育の先生、園長先生はずっと見るわけですから御存じだと思うんですが、ちょっとその部分でわからないなって思ったときなどは、親御さんとの連絡帳とか何かそういった連絡をとった上で、やっぱり子供たちに教えるとか、そういったことをされているのでしょうか。申しわけございません。私、子供がいないので、わからないんで教えてください。

○子育て支援部副参事（梶川義夫君） そういった場合にも、保護者さんのお便り帳というものもございますので、



そういったものも通じて密に連絡をとりながら、月ごと、あるいは年間の指導内容等の確認をしております。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） それと同時に、今言われた保育課程、教育課程みたいな形で、年間で計画をというところですけど、一番初めにお話をさしていただいたように、時代が変わればやっぱり子供の成長の速度も変わっていきます。そういう意味では、定期的にその計画がレベルアップされるという形なのか、何かまた変わってきたりということは、この年間計画表というのはそちら、役所のほうは見ているのかどうかというところでの質問なんですけれども、変わってたりはしている状況ですか。

○保育課長（宮鍋和志君） 年間計画等、保育園、幼稚園さんからいただいておりますが、基本的なことは人間の生きていく力を養うと、そういうことですが、ただ時代によって社会状況、かなりだんだん変わってきますので、少しずつ時代に合ったものになってきているというふうに認識しております。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） そうすると、実際それを見て、実際どうなってるのかというのは職員のほうでも、役所のほうでも見ているとは思んですけども、そこの法人さんだったり園長先生、あと保育の先生、どこまでの方と役所側がお話をしているのかちょっとわかりませんが、そういった現状の維持だけではなく、それ以上に水準を上げていこうというようなことというのは、何かどこかで会議があったり、それともそういう何か集まりがあったりするかどうか、それについてお伺いします。

○保育課長（宮鍋和志君） 私ども保育課長をさせていただいているのは、課長とか係長は主に園長とか法人の理事長先生とか、その方々といろいろお話をさせていただいております。情報交換もしております。そのほか一般の教員の方とか保育士の先生とは、担当者同士でいろいろやりとりがあるようです。それから、教育水準を上げることにについてなんですが、市内のどの法人さんも保育、教育水準を上げることに非常に熱心だというふうに認識しております。時折、園長先生と法人の理事長さんとかは私ども話しておりますが、なかなかそういうそれ以外の機会は、園長会というのがあとあるんですけど、園長会があるんですが、ここで27年度から制度が改正されたもので、主に園長会では制度の改正内容の情報交換をかなりずっとやってましたので、これから大分、園長会の中で、その制度改正の話、大分終わりましたので、保育水準を上げる話もしていけると考えております。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） 保育園、幼稚園の入園希望ということで、私のところにも相談はあるんですけど、あそこの保育園がいいとか、ここの幼稚園がいいとか、お母さん方の中では人気なところが大分情報収集されるなというところはあるんですが、そういう意味では各園としても人気を上げてというんですか、教育内容をいろいろ変えた上で人気を上げてというところで考えているんでしょうけど、できるのであれば先ほど各保育園、幼稚園、こども園の中で、個々にいろいろな特色がある教育をされてるというようなこともお話ししてましたが、園長先生同士でそれこそざっくばらんに、かたい会議だと多分おもしろ意見が出てこない、よい意見が出てこないで、そういう意味ではざっくばらんな会議の中で今後の東大和の保育園というか、未就学児の能力だったり、そういった特色を挙げていこうというような話し合いというのは、先ほどの園長会議の中ではされているのかどうか、それとも今後そういったされることが可能なのか、ちょっとお伺いしたいなと思っております。

○保育課長（宮鍋和志君） 正直言います、園長会が毎月開かれておりますが、その中では、私ども制度に関

する情報提供、一生懸命させていただいてまして、その後、私ども退出してから園長先生同士でざっくばらんな話で、かなり密な話をされてるようでございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） できれば、その中にも残って聞いたらいかがでしょう。どういった話なのか、聞けない話もあるのかなと思いますけれど、ただやっぱりせつかくでしたら保育課として、今現状こうですけれども、これぐらいまで何かそのレベルを上げるといふか、何か新しい特色を出していきたいと考えているんですが、どうですかみたいな、そういう投げかけをした上で園長さんたち、みんなで話していただくような、新しいちょっともう一歩先のレベルアップに、やっぱり市としてはつなげてほしいなというふうに思っております。

理由としては、やっぱり市長が率先して子育てしやすいまち、子育てしやすいだけではなく、やっぱり子供がそれなりにというところも考えた上での子育てしやすいまち、日本一ということをおっしゃると私は思っておりますので、せつかく、最近はこちらとまた待機児童ふえちゃいましたけれど、何とかいつとき待機児童を減らして、そういった形でよいまちになってきたということであれば、今度は教育に力を入れていってほしいな。前は待機児童の件でいろいろお話をさせていただきましたが、そういう教育に力を入れるためには、せつかく保育課というところがあるのであれば、園に任せるだけではなく、その園の努力を見て、それ以上、1段、2段、上に質を上げていくようなことを投げかけるのが本来の役所側の仕事なのかなというふうに思っておりますので、そういったことをちょっと投げかけでもいいのでやっていただきたいなというふうに思いますけど、いかがでしょうか。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 市内のさまざまな法人さんが、今、保育課長からさまざま御答弁させていただきましても、長年、当市の中でさまざまな教育とか、あと保育ということで、乳幼児期の子育てということで、それぞれ長年、皆さん頑張っているところでございます。市といたしましては、そういった法人さんの長年やっていたいやるやりの特色、そういったものはやはり大切にさせていただいて、その上で当市の置かれてる子供たち、それから子育て家庭の置かれている状況、それから当市の実情も踏まえながら、今後はやはり幼児期の学校教育とか保育、それからさまざまな地域における支援といったところの拡充とか、それから改善を図っていくことが必要であるというふうに考えておりますので、そういった御意見もいただいているということも踏まえて、今後また園長会などの中では一緒にお話をさせていただいたり、今後の未来に向かって東大和市で育つお子さんたちをどうしていいかというようなことも踏まえて、お話し合いなどもさせていただく機会を設けられればというふうに思っております。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） ありがとうございます。

今までそういったことをやらすにも、やっぱり各園のほうでいろいろ積極的にやっていただいた部分もありますので、まずは現状の把握をしていただいて、では、じゃあ一歩、何をさせていただきたいかというのを考えて、簡単にぼんと出すよりも、これだけのすばらしいことをやってる法人さんですから、何かきっかけがあればもう一歩、二歩と進んでいくと思いますので、よろしくお話をいたします。

それで、今お話しさせていただいたのもメインなんですけれども、実はもう昨年度ぐらいから一般質問をやるかやらないかという形で各部課長にお話をしていたんですが、ちょっとまだわからないというのがあったんで、時間を置いて今回質問をすることにしたんですが、ギフトって御存じでしょうか。

○保育課長（宮鍋和志君） 今議員からギフテッドについて御質問がございました。ギフテッドと申しますのは、同世代の子供と比べて並外れた成果を出せるほどの突出した才能を持つ子供のことをいうと説明されております。学問とか言語能力、記憶力、芸術、創造性など多岐にわたる分野において高い潜在能力を持ちますが、1つの分野に強い関心とこだわりを持つことがあり、熱中し過ぎて集団の中で孤立し、コミュニケーションを欠いてしまいがちになるケースもあるということでございます。

他方でアスペルガー症候群という発達障害がございますが、こちらは対人コミュニケーション能力や社会性、想像力に障害があり、特定の事物や行動に強いこだわりを持っているお子さんが多いということなのですが、ギフテッドとアスペルガー症候群は全く異なる概念でございますが、共通する特徴があることからギフテッドがアスペルガー症候群と診断されてしまうケースもあるというふう聞いております。

ギフテッドには、全般的に高い能力値を示す英才と著しい能力の得意、不得意を持つ数字の2とEで、アルファベットのEで、2Eですね、2Eの2つの分類があり、英才は言語的認知、空間認知、記憶など全体的に高い能力を持っている子供を指すということでございます。知能指数が130を超えるお子さんが大体3から5%、145以上のお子さんは全体の0.1%いらっしゃるということで、このようなお子さんが該当するのであるということですね。2Eのほうは、ある能力に関しては突出していらっしゃるが、その他の能力には谷がある二重に例外的な人のことを指すということと言われております。2Eの児童は、学習障害・広汎性発達障害を併発している例も中にはあるということ聞いています。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） よく調べてあるなど。ある意味、まずは認識をしていただいたかなというところからスタートなんですけれども、先ほどアスペルガー症候群というようなお話もありましたが、もっと昔は発達障害というような形で障害枠にされてしまっていたと。しまっていたというか、それを見る保育士の先生、また園長先生、または学校の先生がわからないことで、そういった障害のほうになってしまったという部分があります。日本でもなかなかそういったところがまだ認知されてない部分もありまして、まず誰が気づくかというところなんです。親が早目にこれを、自分の子供がギフテッドということを感じればいいんですけど、気づかずに学校側、また行政側として違う障害だというような形で認識されると、せっかくの能力が違う形で抑えられてしまうと。ある意味、簡単に言いますと、今皆さん、ここにいる方が保育園の年少さんのクラスに入ったとします。その中で、年少さんに対する保育園児に対する対応をずっとされてれば、皆さんこれだけ生きてるわけですから、いろんな能力、いろんな知識があるんですよ。でも、保育園の先生から、例えば市長、「尾崎君、大丈夫」みたいなことを言われると、うるせえな、わかってんだよという気持ちになる、これと似たような感じです。頭がよ過ぎるがために、もうその年代ではコミュニケーションをとるのが面倒くさいというような子がいます。もちろんそういった子って感受性が豊かだったり、精神的にすごく敏感な子ですから、ちょっとした言葉に対してもやはり反応もしますし、もちろん頭のいい子ですから、皆さんがお答えになったことに対して、1つでも間違いがあると、これは違うんじゃないかというようなことを言う子供であります。そういった子たちって、日本の場合はある意味そういった、今は何とかギフテッド協会とか、そういった協会ができてますから、そういったところにちゃんとつなげられればいいんですけど、まずはそのつなぐための第一歩として、親もそうですけれど、まずこういったものが一番初めに見えてくるのは保育園、幼稚園のそういった未就学児の時期であります。そういう意味では、保育園、幼稚園の先生、または保育士さんがこのことを知らないで、そのまま障害者だというような形で、せっかくの知能をつぶしてしまうような形

になるんですけども、現状、先ほどそれなりの保育園、幼稚園という形で、なかなかいい法人だというお話はさしていただきましたが、この部分について各法人の方は御存じかどうか、この点について伺います。

○保育課長（宮鍋和志君） ギフテッドについてなんです、そのようなお子さんの見つけ方として、文献ちょっと確認したんですが、教育心理学者のガードナーが分類した知能の8分野、言語的知能とか論理的数学知能、音楽的知能、身体運動的知能、空間的知能、対人的知能、内省的知能、博物的知能、これが8つの知能だそうですが、どの能力にたけているのか、個性を見つけてあげることが重要だと。それが保育士さんが見つけてあげられれば一番いいということなんですけど、診断方法としては知能検査による方法などあるようだけれども、知能検査は適用年齢が5歳から16歳ぐらいまでということですので、保育園、幼稚園の年長児にならないと測定できませんので、なかなかわかりづらいという実情があるようです。

ただ、一部の園長先生にちょっと伺ったところ、本当にまれではありますが、同世代の他の子供と比べて並外れた能力、才能を持つお子さんがやっぱりおられるということでもあります。通常の保育園、幼稚園の園長先生はその辺の認識、ギフテッドという認識はあるようですね。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） 基本的に知能検査、イコールIQが130以上みたいなような話もあるんですが、必ずしもその知能が高い子がギフテッドというわけでもありません。IQ自体が低いんだけど、やっぱり今言われた芸術性とかそういったいろんな部分だけが、突発してすばらしい能力を持っていたりというのがありますので、園長先生がそういった発見をなさったということはすばらしいことですが、ある意味、その発見した後にどちらにその子供たちを誘導していくかっていうところが大切になると思うんですが、その点について、実際その園長先生はどこの学園とか学校なのか、または東京都なのか、それとも海外なのか、そういったところに今後のその子供の行き先を親のほうに伝えたのか、その点についてはおわかりになりますか。

○保育課長（宮鍋和志君） ちょっと園名は控えさせていただきたいと思いますが、女性の園長先生に伺いましたところ、確かにそういう方はいらっしゃるんですけどというお話でした。中には特によくでき過ぎてしまうので、他のお子さんと比べてやっぱり浮いてしまいがちなところがあると。やっぱり知能が高い、それからちゃんと認識能力があるのでほかのお子さんとはやっぱり孤立してしまっていて、なかなかいいところがもったいないと思うことがあるそうです。その先生の御指導の仕方は、このような御指導だったそうです。みんなのことを認めるようにしなさいと、みんな、ほかのお友達のことを認めてあげなさいと、そうするとみんながあなたのことをよりよく認めるようになります。そうすると、あなたはその集団の中で特に光るようになるよと、そういうような教え方をしてるそうです。孤立してしまうのではなくて、自分からほかの子の存在を認めると。それによって、みんなから尊敬を受けてすごく光る子になると。将来、リーダー的になっていただくためには、そのような教育をしているということをお聞きしております。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） ということは、そのまま保育園にいるということですね、今のお話を聞きますと。ある意味、それもそれで一つなんですけれども、やっぱりそういった能力のある子は、そういった能力のある子用のやっぱり保育園だったり行く場所があります。ちゃんとそういったところに行かせないと、その場ではいいのかもしれないんですが、小学校、中学校に入ったときにせつかくの能力をつぶしてしまうというような部分にもなりますので、もう少しギフテッドについていろいろ勉強していただいて、今後そういった子が出てきたときには、日本のある意味、宝でもありますから、そういう子を生かすような形で行動、また判断をしてい

ただきたいなというふうに思っていますが、今は保育園、幼稚園、認定こども園、未就学児へのことでの質問でしたが、小学校、中学校ぐらいになるとほとんど見つかったのであれですけれども、小学校の低学年、または中学年あたりで、学校のほうではそういったものを見たことがあるか、また発見したことがあるか、そういった情報が入ってきたことがあるか。あるのであれば、対応についてどういった対応をとったか教えてください。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** ただいまお話がありましたギフテッドにつきましては、特にこの段階では学校等からの情報はございません。

以上でございます。

○**14番（関野杜成君）** ギフテッド自体を知らなければ、多分そういったことも起きないと思います。なかなかいる子ではありませんけど、ちょっと教員の先生、もちろん学校の校長にもそうですけど、こういったものもあるんだよというのはしっかりと伝えてください。日本の場合、飛び級制度がありませんので、そういう意味では皆さん、カナダに行ったり、海外に行ったりというような形で、能力のほうはずっと同じ学級でやるよりも次に次に、そういう意味でよく海外で、14歳、日本人が大学院に入学したなんてニュースやってますけど、あんなのは私からするともったいなくてしょうがないというふうに思っております。

そういう意味では、国内でも最近そういったことをしっかりやる場所もありますので、そういったところにつなげるようなことをしていただきたいなというふうに思っているのと同時に、例えばこれは必ずしも学校に来てるとは限りません。不登校になってしまうというようなギフテッドの子もいます。そういう意味では、不登校になっている、今、中にもお子さんいますけれども、そういった子ももしかしたらギフテッドの子なのかなということも頭の隅に入れながら対応して、それにはその対応、学校に来るのではなく、それこそその子に合った場所に行かせるというような、そういう情報も出していただきたいなというふうに思っております。まず学校、もちろん教育委員会がまずは知った上で各学校に伝えていただきたいなと、伝えた上でそういった対応をとってほしいなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** このギフテッドの話でございますけど、学校のほうには話はしていきたいというふうに思っておりますが、この認識がたとえないにしても、一人一人のお子さんの様子を学校の教員のほうはきちんと見ているという状況はございます。この子にとって、この子は何が得意なのか、または何が苦手なのか、この得意なところをどうやって伸ばしていけばいいのかというのは、各教員が一人一人見ている状況はございます。また保護者に対しても、面談等を通してその子のよさというもの、得意なものというものはこういうところだということは伝えている状況はございます。ぜひ、このことについても、そういう得意なところ、ギフテッドというようなところも頭に置きながら、また保護者と連携も図っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○**14番（関野杜成君）** ありがとうございます。

得意なところ伸ばしていく、いいんですけれども、これ専門知識のある方じゃないと得意なところ伸ばせません、ギフテッドに関しては。普通の教員ではできませんので、そこはもうちょっと勉強していただいて、せっかく日本の宝となる可能性のある能力のある子、そういった子をしっかりといい道へ進ませるようなことをやっていただきたいなというふうには思っております。この点については要望とさせていただきます。

次、2番、納税についてに移ります。

納税状況と滞納状況ということで、以前に比べて大分滞納状況は減ってきたのかなというふうに、今回の3月の予算委員会でも一度お話をさしていただきました。そういう意味では、最近、私のところにもたまに来るんですが、滞納の赤い封筒なんですかね、そういったものがいきなり来たみたいなことを言われるんですけど、私からすればちゃんと払ってくださいというものは普通の色ですから、わからずにそのまま放置したと。それで、あれは3回ぐらい通告すると来るのかな、そういった形になったのかなと思いますし、それと同時に以前に比べて多分、期日が短くなったのかなというふうには思うんですけど、ちょっとその点についてお伺いをいたします。

○納税課長（中野哲也君） 催告書の発付に関する御質疑だと受けとめさせていただきます。やはり本来、納期限を守っていただいて、自主納付されるのが原則でございます。そういった中で納付をいただけない場合、納付期限後、20日をめどに督促状を発送をしております。督促状で支払いがない場合、また早期に電話催告や必要に応じて臨戸訪問などを行いながら対応をしているところでございます。

○14番（関野杜成君） 市民側につくと、そんなにどんどんどんやるなよって言いたいんですけど、やっぱりある意味、国民の義務でもありますから納税に関しては。やっぱりたまっていくと払えるものも払えなくなるというところから考えると、ちょっとでもたまったならそういった督促状というか催告書というのか、そういったわかるようにするというのはいいことなのかなというふうにも考えておりますが、実際、窓口が多分そういうのが来ると、来てからどういった支払い方するのか、もちろんそのまま支払っていただける方もいると思うんですが、支払えない状況というような形になった場合は、窓口に来てということにもなりますが、基本的に平日に皆さん、窓口に来るのか、土日に来るのか、日曜はないか、土曜日ですね。やっぱり仕事されてる方であれば平日とか来れないのかなというふうに思いますけれども、そういった窓口相談というのは、どういう時間帯とかそういうのがわかるようであれば、多いのか教えてください。

○市民部長（村上敏彰君） 税金、お支払いいただいてない方の窓口の御相談ということでございますが、平日のほかにも土曜日のほうは午前中を、順番を区切っておりますが、相談をさせていただいてるところでございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） 御相談して払える金額から払っていただくというところですけど、中にはなかなか相談に来ない方もいると思うんです。ただ、それが行けないのか、行きたくないのかわかりませんが、そういった場合は基本的にお伺いしてという形になるのか、ちょっとそこら辺を教えてください。

○市民部長（村上敏彰君） 納税通知書をお送りしましてもお支払いいただけない場合は、先ほど課長が申し上げましたように督促状を発付いたしまして、法律上は督促状を発付して、それから10日を経過したときには差し押さえをしなければならぬというふうに、これは地方税法のほうの規定がございます。ですので、私どもすぐに差し押さえするというものではございませんが、電話催告や臨戸をしたり、それでも御面談できない場合は財産調査をさせていただいて、その結果、財産があるようであれば、それを差し押さえると、このような手続をとってございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） わかりました。

ちょっとこれ飛びまして、④番というところになるんですが、納税の支払い方法、収納の仕方というところになるんですけど、コンビニだったり、あとデビットカードでしたっけ——だったり混合クレジット

カードというようなことになるんですが、3月の予算でもちょっとお話しさせていただいたんですが、私の中でクレジットカードというところなんですね。今導入しながら30年度に向けてということなんで、新しいシステム導入は多分追加では難しいのかなというふうに思っているんですけど、本来これクレジットカード、せっかく導入するのであれば、滞納している部分についてもクレジットカードで支払いができるように、私はするべきだったのかなというふうに思っているんですけど、他市の状況がどういう状況なのか、ちょっとまずはそれについてお伺いさしてください。

○市民部長（村上敏彰君） クレジットカードの他市での導入状況でございますが、26市を調べたわけではございませんが、近隣市では小平市や国分寺市が実施してございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） クレジット納入の部分で、その滞納してる部分の支払いが可能なのは、その2つの市ということによろしいんでしょうか。

○市民部長（村上敏彰君） クレジットカードでの収納を行っているのがその2市で、滞納繰越分のクレジットカードを収納しているところの把握はしてございません。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） このクレジットカードでの支払いというところは、ある意味、私、もう大分前なんで、何年か忘れちゃったけれど、総務省の担当者と、あとJCBの担当者か何かと本社のほうに行っているいろいろお話をさせていただいて、法的に第三者の支払いになるのかならないのかとか、そういったお話の上で、これは問題ないということで、この議会でもその話をした、たしか翌月ぐらいに一般質問をさせていただいたことを覚えております。そういう意味では、もちろん一番近々のものを支払うのは、それはそれでいいんですが、なぜ当市の場合はクレジットの滞納してる部分のお金を支払いが可能にできなかったのか、この点についてどういったクレジット会社の交渉が行われてたのか、ちょっと教えていただけますか。

○市民部長（村上敏彰君） クレジットカードの収納につきましては、平成30年度を目途にしております、まだ具体的にカード会社等との交渉をしてるわけではございません。近隣市、クレジットカードの納入につきましては、主たる目的が現年の収納方法の拡大ということで、クレジットカードを使って収納、現年を収納していけば、必然的に滞納繰越分が減りますので、そういった面では滞納整理の件数が減ることにつながりますので、各自治体では原則、現年をやってるんだと思います。また、滞納繰越分については、各市が実施しておりませんので、恐らくメリット・デメリットがあるんだと思いますので、そちらについては調査をしてみたいと、このように考えております。

○14番（関野杜成君） 私も民間で働いてましたんで、こういう言い方は多分、皆様も怒るかなと思いますけれど、民間からすれば滞納繰越ししてる部分なんかやりたくない、現年の徴収分だけやったり手数料だけもらえるからそれでいいやというのがカード会社の考えです。ただ、役所としては、やっぱりそういった滞納繰越分までやっていただくということで、そういう意味では滞納繰越しになった方と相談をしなくてもいいし、それこそおうちまで行かなくていい、電話もしなくていい、または先ほど言った勧告書だって送らなくていい、そういった手間が大分なくなるわけですよ。そういう意味で、私ずっとクレジットカードの導入というようなお話をさせていただきました。何かを導入して、やはりそれなりのお金をかけるのであれば、皆さん方の手間が1つでも2つでも減るように、やっぱりそういうふうにしていかないと、それが本当の費用対効果というところになってきますし、手間が減って手があげばほかにやることができるわけですよ。だから、そう

いった部分で、今後そういう話というか交渉ができるのかどうかはわかりませんが、できるのであれば滞納繰り越しの部分に関してクレジットカードのほうでやっていただきたいというふうに思うのが1点と、ある意味、この現年の分をと言っていましたけど、クレジットカードで1回そこで支払いをすると、今後、定期的にクレジットカードから引き落とされるというような形にもなるのかどうか、この2点、教えてください。

○市民部長（村上敏彰君） 先ほどの答弁の繰り返しになりますけども、滞納繰越分につきましては私どもまだ調査をかけたわけではございませんので、メリット・デメリットを調査した中で、導入の可否については検討してまいりたいと考えてございます。

あと各市、ほかの市でやってる収納につきましては、ちょっと資料を見させていただきますと準備をするのが納付書ですね、納付書と利用可能なクレジットカードを用意をして、納付書の番号をパソコンから入力するようでございます。ですので、例えば4期納税がある場合は4枚を納付書の番号を入力して、それをカード払い、一括払いとかリボ払いとか分割とか、そういった形でお支払いするような仕組みになってございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） そうすると銀行登録じゃない、通帳登録じゃないですけども、1回登録したらずっとそこから落とされるという形ではなく、あくまでもその持ってきた支払い書の分をカードで支払うという形になるということですね。

わかりました。せっかく滞納繰り越しの部分も今後ちょっと調査をしていただいてということですので、できればその部分も一緒に調査をしていただければなというふうに思っております。

私が聞いているのは、これ間違ってたらあれなんですけど、たしかデビットカードで、銀行カードですね——でカードを通すと、そのまま今後は銀行から引き落とされる。単純に言うと、もともと銀行の申し込みですかね、前は申込書を書きましたけれど、申込書を書かずに銀行のカードで、1度それをやるだけで銀行登録が可能になって毎月引き落とされるというようなお話ですが、ちょっとそれで合ってますか、確認いたします。

○納税課長（中野哲也君） デビットカードと今議員のほう表現してますけど、市のほうではモバイルレジという形でやっております。その部分につきましては、持ってますキャッシュカードをその機器に通していただければ、自動的にその振込口座の指定という形で申請ができるというような内容になっております。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） なるほど、モバイルレジというんですね。済みません、いろいろあって、ちょっと何が何だか私もわかんなくなっちゃったので。ありがとうございます。

そういう意味じゃ、モバイルレジのほうに関しては、1回通せばそれこそ、今までも申し込めばその後ずっとというような形でしたから、形としては同じなのかもしれないですけど、書いて渡すということではなく、本当カードを通せばできるということがわかりました。そういう意味では、クレジットカードでもある意味同じように、カードを1度通せばそこから定期的に落とされる。今電話もガスも、水道もそうなのかな——も毎月普通に落とされるようになってますんで、そういったことも今後検討してつらいかなと思っております。理由は簡単です。カード会社のほうが滞納したお金をとりに行くのは専門者ですから、そういう意味では皆さんがお金をかけて、時間をかけてとりに行くよりも、専門に任したほうがいいんじゃないかなというところをお願いしております。これについては検討すると、検討してどういった形になるか研究もしていくということですのでお願いいたします。



そういう意味では、そういうことと同時に不納欠損というところに最終的には当たってくるんですけど、市税に関して、または国保税に関して、ここ最近の5年間ぐらい、どのぐらいの割合で不納欠損が出ているか教えてください。

○議長（押本 修君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時42分 休憩

---

午後 3時52分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○納税課長（中野哲也君） 御質問にありました不納欠損の推移でございます。平成23年度の不納欠損額でございますが、4,795万3,286円でございます。24年度につきましては3,842万2,542円、25年度につきましては6,911万9,115円、26年度につきましては4,352万3,200……。市税をベースにちょっとお話をさせていただいております。26年度が4,352万3,275円、27年度につきましては5,324万7,633円でございます。

先ほど私、一般質問のやりとりの中でモバイルレジということをお説明させていただきましたが、正式にはペイジー口振というふうな内容になっております。モバイルレジというのは、インターネットバンキングを利用した納付方法ということでございます。おわびして訂正をさせていただきます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） いろいろありますからね、最近は。ちょっとわからないようになってますけれど、そういうのも私も覚えていかなきゃなというふうに思っております。

話は戻りまして、不納欠損に関してですが、23年、24年まではよかったんですけど、またここから上がってきてるかなというふうに感じます。これ不納欠損の中にも、何かいろいろと時効が、これたしか5年の時効があったりというのもあると思うんですが、何かそれ以外に時効ってあったりするもんなんでしょうか。

○納税課長（中野哲也君） 不納欠損における時効のことでございますが、先ほど議員のほうからお話がありました5年の時効というのは、地方税の徴収権を行使しない場合の消滅時効といった内容でございます。そのほかに地方税法の規定に基づく滞納処分の執行停止による地方税徴収権の消滅といったもので、こちらは3年で時効を迎えるものということになっております。その中でも財産がないと、滞納処分する財産がないというふうに認められたものにつきましては、即時欠損ができるということで、3年、5年を待たずに即時で欠損ができるといった内容になっております。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） 今言った即時でできるものというところなんですけど、これはこの後の生活保護というところにもかかわってくるんですが、その前に3年というところの猶予もそうなんですけれど、先ほど言ったように23年、24年、25年、26、27と見ていくと、やっぱりふえてるところからすると、実際にとれるであろう不納欠損額というところがあると思うんですが、その即時を抜かして、または3年を抜かして残りの金額というのはなぜとれないのか、とりに行っていないのか、それとも現年の徴収をメインにしているがために、支払いに行けないような状況になってしまっているのか、ちょっとその点についてどういった形で認識しているのかお伺いします。

○市民部長（村上敏彰君） 地方税法18条に基づく5年間の消滅時効の件でございますが、こちらにつきましては私も督促状を発付して、それでもお支払いいただけない方につきましては、先ほど申し上げましたように

臨戸なり電話催告なりをします。なければ、それでもお話ができなければ、財産調査をさせていただきます。財産調査をした結果、財産がないと、差し押さえする財産もなくて、かつ御本人ともなかなか接触ができないという状況が続きますと、そういったものにつきましては5年の時効を迎えてしまう、残念ながら迎えてしまうということがございます。しかしながら、この不納欠損の内訳を見ますと、先ほど議員さんのほうからは、ここ数年ふえてるのではないかというお話がございましたが、その地方税法15条の7で3年の時効を迎える件数がかかりふえているということは、それだけ納税交渉をしっかりとやっていて、財産のない方がそのまま停止に落とすということで、逆に18条の件数は減ってきておるということですので、それは、それイコール、私どもの納税交渉をしっかりとやってきている結果だと、このように理解してございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） ありがとうございます。

そうだろうなというふうにも思いますし、そういったのを胸張って言えるということは、それなりにやってきているのかなというふうには思っております。

ただ、1つ本人と接触できないというようなところが気になった部分もあるんですけど、私もいろいろ聞く限り、例えばこの市からほかの市に行ってしまった、またはほかの市から、またほかのところへ行ってしまったというところになったとき、この市で滞納分が残っている状況になると思うんですが、実際に市としてはどこまでその人を追いかけていってるのかなど。A市からB市、B市からC市、C市からD市となったときに、D市まで追いかけているのかどうか。ちょっとその部分、どこまで追いかけているのか、この辺について教えてください。

○納税課長（中野哲也君） 所在の調査、そういった形の御質問ということで受けとめさせていただきますけれども、できる限り、その住基情報ある限り、そういった部分については追跡をしております。また、ほかにもそういった生活状況とか滞納者の情報、つかめる情報がありましたら、そこを頼りに追いかける場所まで追いかけていくという形で対応しております。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） 具体的にどこまで追いかけているのかというのを教えていただけませんか。

○市民部長（村上敏彰君） どこまでということですが、中には住民票を市に置いたまま、実際、行方がわからないというそういう方もいらっしゃいます。住民票いる側を持って移動してる場合は、調査権というのがございますので、その国税調査権に基づいて調査を行っているところであります。また、その住民の実態調査だけではなくて、例えば税務署に行って申告の状況ですとか、あるいは会社がわかれば給与情報とか、そういった形でできるだけ追いかけるようにしてございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） 調査権があるということは、日本国内全て調査可能だということになりますね。そういう意味では、じゃその本人の生い立ちだったり、そういったものというところから調べることによって、ある意味、銀行がどこの銀行なのか、こういう言い方はあれですけど、地方の銀行だったり、大手銀行ではなく、そういったこともありますから、案外人間って住んでないところでは地方銀行の銀行口座を持ってないと、一度でも住んだことあると地方銀行の口座を持ってたりっていうようなこともありますんで、ちょっと探偵ではないですけども、そういったところまでいろいろやっていただければなど。実際ちょっとそういう、民間が裁判に、裁判所へ行ってそういうのをちょっと調べてもらうと、1件、5,000円だか6,000円だか、ちょっと

大分かかるような気が私はしてるんですけど、実際、行政として、例えばそういう銀行と口座とか、そういうのを調べるのに1件どのぐらいかかったりするものなのか、わかるようでしたら教えてください。

○納税課長（中野哲也君） 金融機関によって金額はまちまちなんですけども、例えば1件20円であったりとか、そういったような料金設定になっております。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） そんなにかからないというところですね。1件、1,000円とか2,000円とか、大きな金額はかからないと。そういうのであれば、20円であれば100件やったとしても2,000円ですから、そういう意味ではいろいろとまずは情報を絞って、それで追っかけるということもやっていながら、それをしっかりと蓄積して、それこそ部長がいなくなったり、課長がいなくなっても次の方にちゃんと引き継げるような形でとっていただければなというふうに思っております。

不納欠損に関しては、やっぱり一番いいのは全てとっていただくというところなんですけども、中にはやっぱり5年の時効だったりというのを知っててどっか行ってしまったりとか、連絡をとらなかつたりという方もいますので、ちょっとそういったところは何とかとれるというか、とる手だてをいろいろと知恵を絞って頑張っていただきたいと同時に、先ほど言ったクレジットのほうでうまくとるようなことも、考えていただければなというふうに要望をしておきます。

次に、3番、生活保護についてに移らさせていただきます。

生活保護の質問は、以前も私がやりましたが、なかなか私が議員であるうちに、そんなにやられてる方は少ないとは思っているんですけども、実際、生活保護と言われると、全ての方が一つのグループという認識になってしまうんですけど、先ほど言ったように高齢者世帯だったり、母子世帯、障害者世帯、傷病世帯というように、その他の世帯という、こういった5つに分かれるのかな。

ただ、市長答弁でもあったように、やっぱり自立ができる可能性があるのは母子世帯とその他の世帯というところですが、基本的に母子世帯でなると、それこそちゃんと保育園に預けられて、仕事できてというところになってくると思います。子供を育てなきゃいけないとか、そういった問題もありますし、ただその他の世帯というところですよ。ここに関して、実際ここ数年でもいいんですが、どの程度、自立に結びつけたのか、ちょっとそういったものがわかれば教えていただきたいなと思います。

○生活福祉課長（川田貴之君） その他の世帯に関する自立についてでございます。就労収入の増加によりまして、その他の世帯につきましては平成28年度で15世帯が自立、廃止となっております。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） それ以外の世帯が自立できない理由、または自立できないのは、個々にあるのでしょうか、どういった理由だと思っておりますか。

○生活福祉課長（川田貴之君） ほかの世帯につきましては、障害の方はやっぱり障害でなかなかお仕事ができない、傷病につきましても、短期……。

○14番（関野杜成君） 済みません、その他の世帯の中で、今自立された方がいるわけですね。その残りの方というところで、どういったことが問題で自立できないのか。

○生活福祉課長（川田貴之君） その他の世帯の中で自立できない方についてですが、基本的な生活習慣が身についていないというところが原因の1つと考えられます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） 基本的な生活習慣が身につく……。基本的な生活習慣とは何ぞやというふうには思うんですけども、私が単純に、朝起きて、昼間労働して、夜寝てというようなことでいいのか、ちょっと基本的な生活習慣というのを教えていただけますか。

○生活福祉課長（川田貴之君） 例えば約束の時間に遅刻してしまうと、面接の受け答えに多少問題があるというような、そういった課題が克服されないという状況でございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） 約束の時間に遅刻をしてしまう、なるほどね。実際、何か支給日とか見ると、朝しっかり30分前に来られてたりとか、そういう方の中にはいるんで、やっぱり何か、言い方、悪いですけど、対価があるとそういったやる気が出るというところなのかなと。そういう意味では、約束の内容が、どういった約束なのかによってやる気が出ないというか、そういったところになってくるのかなとも思います。

面接の対応というところになると、これって実際にやる気とかやる気じゃないという部分で、その方の能力というか、ちょっとそういったところになってくるのかなというふうには思うんですけども、ちょっと面接の対応の部分は置いときまして、ある意味、この約束の時間に遅刻というのは、先ほど言ったように何か対価がないと来ないとか、そういう気持ち的なあらわれなのか、基本的にやっぱりそういう生活を送っていないからそういうふうになっていくのか。であるならば、毎日、何時にどこどこみたいなの、そういう基本的な生活に合わせるために、そういったことというのは行っていくというふうな考えはないのか、ちょっとこの3つについて教えてください。

○生活福祉課長（川田貴之君） やはり今まで育ってきました生活環境であるとか、経歴などが影響している部分もあると思います。そういった方たちにつきましては、すぐに就労するというのが難しいところもございますので、就労する前の段階といたしまして、就労準備といたしまして清掃作業などのボランティアなどで、まず就労の前の準備をしていただいております。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） 就労前の準備という、清掃作業ですけど、以前も質問させていただいた、市のほうがたしか先にやっていた後に、何か国からの補助か何かが出たような気もいたしますけれども、これってちょっと私も、その後いろいろほかの質問ばかりして聞いてなかったんですが、清掃のボランティアというようなことを今言われておりましたが、これ清掃することによってそれなりの対価というのが出るのかどうか、ちょっとその点について教えてください。

○生活福祉課長（川田貴之君） ボランティアでございますので、報酬といったようなものは出ないものでございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） やっぱり自立していただくためには、就業というところに結びつける、イコール、ある意味、ボランティアでも、最低賃金とは言いませんが、少しぐらいの何か対価があったほうが、やる気として出てくるんじゃないかなというふうには私は思います。このボランティアだけでも、今さっき言った約束の時間というところを目的とするのかなと思うんですけど、もしこの約束の時間というのを目的にするのであれば、それこそ朝のラジオ体操とか、そういったところに行くような形というの、また一つなのかなというふうには思うんですけども、ちょっとすぐに答えられないと思うんですが、ちょっとそういったことも、やっぱり今後検討していただきたいなというふうには思うんですが、いかがですか。

○生活福祉課長（川田貴之君） 生活リズムができてないというところが1つの課題でございますので、ラジオ体操というのは、朝早く起きるということにもつながると思いますので、一つの参考として考えさせていただきます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） ありがとうございます。

あと実際にハローワークか何かに、ちょっと私もこれわかんないんですが、月何回か最低行かなきゃいけないという決まりなのか、行くことを勧めているということなのか、ちょっとわかりませんが、これハローワークのほうに関しては、月何回ではなく決まりがあったりするのでしょうか。

○生活福祉課長（川田貴之君） ハローワークにつきましては、月何回行かなければいけないというところはありません。ハローワークには、ハローワーク立川のほうに担当のナビゲーターがおりまして、うちのほうの就労支援員のほうから立川のナビゲーターのほうに情報連携しております。基本的には、そこで面接等の回数にもよるとは思いますけれども、週1回程度ではないかと思われま。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） 役所の5階にあるところと、この立川のハローワークと何が違うのでしょうか。

○生活福祉課長（川田貴之君） 基本的な情報につきましては、同等のものだということでございますけれども、ただ1つ、5階のほうは一般の方向けでございまして、ハローワーク立川のほうには生活保護の方に対する専門的な担当の方がおります。なので、ハローワーク立川のナビゲーターの方に連携して、情報提供を行っております。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） そうすると、こういった生活保護を受けてる方のその他の方というのは、一般の方というよりも、そちらのほうに行って、その担当の方がついた上で、こういった仕事はどうですかって相談をしながらというようなことになるわけですね。そういったところに行かれる意欲というのはすばらしいことなんですけれども、ただその中で、例えば本人の希望だったりそういったものがあると思うんですが、その希望が世の中に合ってなかったりということが多分あったりするのかな、また以前も言わしていただきましたが、ずっと生活保護というような形で生活をしている中で、じゃ企業さんに面接に行きますと、面接の履歴書を見たとき、企業さんが何年間、働いてなかった、これを見たときにとるかたらないかというところにやっぱりつながってくると思うんですよ。だから、先ほどこちらの市でも、ボランティアで清掃をやっていたらどうか、そういったものもありますけれども、同じように市としてちゃんと定期的に来てるんだよというのを、履歴書に書けるような何かをもっとつくってあげたほうがいいんじゃないかなというふうに思うんですね。一番いいのは、本当、この掃除して、どことはやっぱり言うと、その方が生活保護だというのがばれてしまうとかいろいろありますけれども、定期的に掃除をすとか、定期的にとどこに行くとか、そういうものを使って、もちろんそこで対価をもらった上で少しずつ自立に向かってというようなことを、市としてももう少し考えてもいいのかなというふうには考えてるんですけど、さっきとちょっと言ってること同じようになりませんが、新しい清掃等のボランティア以外で、定期的に週3回でも、週5回やれるんだったら、もう多分就職できると思いますんで、週3回、週2回とか、そういった新しい事業を立ち上げるとか、そういったことというのは検討は今までされたのか、また今後、この質問を受けてされるかどうか、ちょっとお伺いいたします。

○生活福祉課長（川田貴之君） 今のところ新しいところというような検討の部分というのはないものでござい

ますけれども、ただ新たなほかの場所の開拓ということは必要だというふうに認識しておりますので、今後、開拓についても検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） ある意味、シルバー人材センター、あっちのほうで雇われている仕事、そういったのにも行っていいんじゃないかなというふうに思ったりもします。シルバーも、そのとき、そのときの代表によって地域の方々の意見が大分変わりますんで、「最近のシルバーは本当にいいわよ」と言う人もいれば、代表が変わったことによって、「最近のシルバーに頼むんだったら、ちゃんとしたところに頼んだほうが安いわよ」というような、いろんな意見がその年、その年であります。そういったことがあるように、やっぱりその経営者によって物事が変わってきますんで、その中にこのやる気のある方が少しでも仕事をシルバーから委託してもらおうというような、第三的な方法も一つなのかなと。実際それが法的にどうなのかちょっとわかりませんが、ちょっとそういったこともいろいろ考えていただければなというふうに思っております。

一気にちょっと飛びまして、フードカードに関してなんですけれども、これ実際、私、フードカード、全ての生活保護者に導入という考えは毛頭ありません。基本的にやっぱり生活保護から自立をするに当たっては、金銭感覚だったり収入、支出、そういった生計状況を自分で管理していくということも、たしか生活保護、自立する上での一つの課題だというふうに認識しているんですが、そういったことができない方が中にはいるんじゃないかなというふうに思ってます。幾ら言ってもそれができない方というのは、こういう言い方、あれですけど、お金がなくなってしまうえば食料は買えない、食料、買えなければ本当に最低限生きることもできないというところになると思っていますので、そういうふうに本当に管理ができない方に関しては、こういうものもいたし方ないんじゃないかというふうに考えておりますけれども、現状、さっきの5つの種類ありますよね、高齢者、母子、障害、障害その他でありますけど、こういった中で、こういった形で生計が自分でちゃんと、収支をわからずにいろんなものに使ってしまうような世帯というか、方々というのはおられるのかどうか、ちょっとまずはその点についてお伺いします。

○生活福祉課長（川田貴之君） 確かに生活保護のお金を、1カ月というお金をお渡ししているわけですが、すけども、計画的に使えない方は中にはいらっしゃる状況でございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） そういった方は、どういうふうにしてるんですか、市のほうでは。また、同じように渡して、足りないからという形なのか、そうすると先渡しという形なのか、そうするとまた翌月もまた減ってというふうになると思うんですが、それを教えてもらえますか。

○生活福祉課長（川田貴之君） 福祉サービスを利用しているような方の場合につきましては、社会福祉協議会の地域福祉権利擁護事業を利用して、金銭管理のほうも行っている方もいらっしゃいます。ただし、そうでない方も多くいらっしゃいますので、一部、福祉事務所のほうで分割払いというような形をとっております。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） 福祉事務所とか、そういったところだったらいいんですけど、逆にもう元手がなくなっちゃった場合、食べ物も買えなくなったときに、多分そういった方って役所に相談に行くと怒られるじゃないですか。そうすると、言いづらくなって思って連絡しなかったりとか、そういったことも起こる可能性もあると思うんですけども、そういったとき、定期的な連絡はとっているんでしょうけれど、そういったときどういうふうに、今回はじゃ1万円だけ、2万円だけというような支給はするもんなんですか、ど

うなんですか。

○生活福祉課長（川田貴之君） そのような場合につきましては、昨年度、フードバンクというものがございまして、これは賞味期限が近くなった食料品などを集めて、生活にお困りな家庭に配給するというようなものなのでございますけども、生活保護の方も一応対象となっておりますので、どうしてもないという場合につきましては、そちらを利用させていただいております。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） 逆にそれで足りるということですかね。ある意味、足りるのであれば、逆にこういったフードカードとか要らないかなって私も思います。ただ、そういうものが足りないというふうになってしまうのであれば、どこからかやっぱりお金を出さなきゃいけないという話にもなりますので、そういったものというのがどうなっているのかなというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

○福祉部長（田口茂夫君） 生活保護の支給者に関しましては、基本的には支給額が行政側としてお出しできるのが、月ごとであればそれが限界になりますので、追加支給ということは基本的にはございません。そういったことで、先ほど課長のほうからフードバンクというふうなお話もありましたけども、これあくまでも最終的な問題で、食べるものがないという生活上の問題もありますので、人権的なものも含めて、そういったことの御案内は、そういったことありますけども、当然それが仮に1回でもあれば、その後、ケースワーカーによりまして生活指導等もしていかなければいけないという問題もありますので、極力そういったところのないように、私どもとしても受給者の方々と調整をさせていただきながら、指導も含めてですけども、お話をさせていただきながら対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○14番（関野杜成君） 指導して直ればいいんですけど、やっぱりそういった方って、なかなかそれが身についてしまってるというのがあるんで、そういう意味ではそういったときには無駄に使える、食料にしか使えないような、こういったフードカードといいますか、やまとカードでもいいと思うんですね、あれをうまく使って商店街で食べ物を買えるとか、そういったこともちょっと検討したらいかがかなというふうに思っております。

先ほど答弁の中でも、大阪のほうでありましたみたいなことがあったんですが、たしかあれ橋下知事かなんかがやったやつかな。ちょっと正直、あの発想とはちょっと私、違うので、あれはあくまでも本当のクレジットカードという形になってますんで、そういう意味でクレジットカード会社がただ単に、先ほど言ったように手数料をとるためのものでもありますし、それ以外のクレジットもつけられてしまうというところがありますんで、それだと本当に意味がない部分ですから、そういう意味では地域通貨じゃないですけども、そういったやまとカードをうまく利用したりとか、何かそういったものを利用して食料以外買えないとか、ちょっとそういったことも必要になってくるのかなというふうには思っております。

これが、実際それをやって、じゃ人権がどうだ、何がどうだという話にもなってきますけれども、やっぱり自立をさせるために、甘やかすだけではよくないのかなと。しっかり怒るときは怒らなきゃいけない、厳しいときは厳しくやらなきゃいけないということも考えた上で、その方を成長させるために何かしら、一つそういったことも考える必要があると思いますので、やるやらないは今答弁はできませんので、ちょっと検討して、検討した上でやらないというならそれは構いませんが、やっぱり一度考えるということは大切ですので、考えていただきたいなというふうには思いますけれども、いかがでしょうか。





または横のつながりをしていくかということが大切になりますので、なるべく一番いいのは生活保護、その他の世帯というところに入らないようにしていただくことがベストですから、そういったものをいろいろ、入ってしまったら自立に向けてどうするかというのも考えながら、今後も実施していただければなということを要望して、私の一般質問を終わりにさせていただきます。

○議長（押本 修君） 以上で、関野杜成議員の一般質問は終了いたしました。

---

◇ 木戸岡 秀彦 君

○議長（押本 修君） 次に、20番、木戸岡秀彦議員を指名いたします。

[20番 木戸岡秀彦君 登壇]

○20番（木戸岡秀彦君） 議席番号20番、公明党の木戸岡秀彦です。通告に従い、平成29年第2回定例会での一般質問をさせていただきます。

今回は6点にわたり質問をさせていただきます。

第1点目は、トイレの整備についてであります。

今までトイレの整備については、再三にわたり質問させていただいておりますが、特に洋式トイレの設置は生活環境の変化に伴い改善の必要性があります。東京都は都内の駅や公園、学校など公共施設のトイレの洋式化を加速するため、2017年度、38億円の事業費を計上し、そのうち区市町村の小中学校に13億5,200万円、庁舎や公園に2億円の予算が計上されました。また、2020年までのトイレの洋式化整備目標として、小中学校は現状の55%から80%に、庁舎、公民館、公園などは53%から一基以上洋式化するなどの目標を示しております。しかしながら、当市の小中学校のトイレの洋式化率は31.8%と低い状況であります。この機会を逃すことなく、快適なまちづくりのためにも整備の加速が必要と考えます。

ここで、お伺いいたします。

- ①東京都の補助制度を活用し、小中学校の洋式トイレの設置の加速はできないか。
- ②小中学校のトイレ整備の状況について。
- ③東大和市駅前のトイレの整備について。
- ④市役所のトイレの整備について。
- ⑤市の公共施設におけるオストメイトに対応したトイレ設置の考えは。

第2点目は、障害者支援についてであります。

当市は、「日本一子育てしやすいまちづくり」を掲げ、待機児童については解消に向け取り組みが加速をしております。しかしながら、障害児、特に放課後等デイサービスの待機児童は解消されていない状況が続き、親御さんからも支援の充実を訴える声をお聞きしております。

ここで、お伺いをいたします。

- ①放課後等デイサービスについて。

アとして、待機児童解消と支援拡充について。

イ、移動支援について。

- ②やまとあけぼの学園の移転計画について。

第3点目は、防犯カメラの設置による安全対策についてであります。

防犯カメラの設置に関しては、過去2度質問しておりますが、市民が安心安全で暮らせる生活環境を維持し、

推進していくことは非常に大切です。当市は、小中学校の通学路に防犯カメラを設置することにより、地域の方、また親御さんから安心の声をいただいております。しかし、昨今、全国では痛ましい事件、事故等が数多く報道されております。市内では通学路以外にも危険と思われる箇所があります。重大な事件、事故が起きてからでは遅いのです。犯罪者、不審者などの抑止力のためにも、防犯カメラの増設が必要と考えます。

ここで、お伺いたします。

①学校通学路以外の場所に防犯カメラを設置する場合、どのような基準があるのか。

②湖畔集会所に防犯カメラが附属した自動販売機が設置されていると聞いているが、どのような経緯で設置されたのか。

③②と同様の手法で通学路以外に防犯カメラが設置できないか。

④その他に通学路以外に防犯カメラを設置することを検討できないか。

第4点目は、交通事故対策についてであります。

議員になり2年がたちましたが、その間、私が事故に遭遇し、また現場に立ち会い確認した件数は16件、そのうち13件は桜が丘地域で発生をしております。東大和警察管内で市内の交通事故多発場所に指定されているのは7カ所あり、2カ所が桜が丘地域であります。中でも市道第707号線と旧芋窪街道の交差点の事故が多発しています。事故を未然に防ぐため、その都度、対策を講じておりますが不十分であります。交通事故多発地域と言われる桜が丘周辺の事故の防止につながるあらゆる手が必要と考えます。大事故が起きてからでは遅いと思います。

ここで、お伺いたします。

①事故が絶えない桜が丘4丁目市道第707号線と旧芋窪街道の交差点及びその付近の安全対策について。

第5点目は、ちょこバス及び交通空白地域のコミュニティタクシーに関する取り組みについてであります。

ちょこバスのルート改正に伴い、交通空白地域が発生し、その地域に住む市民の方が新たな交通手段ができることを強く望んで思います。

ここで、お伺いたします。

①ちょこバスのルート改正後の利用状況及び今後の課題について。

②交通空白地域でのコミュニティタクシーに関する取り組み状況について。

最後、第6点目はAEDの設置についてであります。

当市では、公共施設、小中学校にAEDが設置してありますが、いずれも休日、夜間には使用できず、機能的ではない状況だと思います。昨年、第4回定例会でも取り上げましたが、緊急に対応できるためにも24時間いつでも使用できることが必要と考えます。

ここで、お伺いたします。

①休日、夜間に使用できるAEDの設置場所について。

ア、コンビニ設置の推進について。

イ、小中学校の屋外設置について。

ウ、今後の設置計画について。

壇上での質問は以上とし、再質問に関しては御答弁を踏まえ自席にて行わさせていただきます。よろしくお伺いたします。

〔20番 木戸岡秀彦君 降壇〕

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、トイレの整備についてであります。小中学校トイレの洋式化につきましては、東京都の補助制度の内容を精査した上で、効果的、効率的な整備に努めてまいります。また、小中学校のトイレの整備状況につきましては、これまで環境改善に取り組んでまいりました。引き続き小中学校の尿石除去清掃及び小学校のトイレ洋式化に取り組んでまいります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、東大和市駅前トイレの整備についてであります。現在、新たな整備の予定はありませんが、委託業者による日々の清掃のほか、消臭芳香剤の設置など、利用される方が快適に使用できるように努めております。

次に、市役所のトイレの整備についてであります。平成26年度に市民の皆様の利用頻度の高い本庁舎1階トイレの一部洋式化を実施しました。本庁舎、会議棟を含めました洋式化率は46.8%となっております。平成28年度に本庁舎の耐震化工事が完了いたしましたので、今後は東大和市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画を検討する中で、給排水や衛生面等の整備の一環として、トイレ整備につきましてもあわせて検討してまいります。

次に、公共施設におけるオストメイトに対応したトイレ設置についてであります。公共施設におきましては誰もが快適に利用できるトイレ整備を進めていくことが重要であると考えております。現在、市役所本庁舎では、1階と2階にオストメイトに対応したトイレを設置しております。今後、各公共施設におきまして、新たに誰でもトイレを整備する際は、車椅子使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた方や、オストメイトにも配慮した使いやすいトイレ環境を検討してまいります。

次に、放課後等デイサービスの待機児童解消と支援拡充についてであります。現在、放課後等デイサービスを提供する事業所が市内に2カ所ありますことから、利用者の方から市内での事業所設置を求める声が寄せられております。市では、平成29年度予算におきまして給付費の増額を行い、市内での事業所設置に対応することとしております。現在、市内の障害福祉サービス事業所が開設準備を進めており、市では円滑な開設に向けて指導、助言を行い、待機児童の解消に努めております。

次に、放課後等デイサービスにおける移動支援の利用についてであります。移動支援は屋外での移動が困難な障害者が社会生活上、必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出をする際、支援するものであります。移動支援は、保護者の病気等、特別な事情がある場合を除いて放課後等デイサービスの通所に利用することはできないこととされております。

次に、やまとあけぼの学園の移転計画についてであります。この建物につきましては、建築後、約45年が経過し、老朽化が進んでおりますことから、移転を含めた建て替えの方向性を念頭に置き、現在、民間活力の導入並びに旧みのり福祉園の有効活用を視野に入れながら検討を行っているところであります。今後、新たに必要とされる事業等を考慮に入れながら、当市の実情に沿った事業展開が可能となるよう検討してまいりたいと考えております。

次に、学校通学路以外の場所に防犯カメラを設置する場合の基準についてであります。明確に定められた基準はないと認識しておりますが、住民のプライバシーを保護する観点から、近隣住民の皆様の理解が大前提になるものと考えております。

次に、湖畔集会所に設置された自動販売機についてであります。湖畔集会所に設置されました自動販売機には防犯カメラは附属していませんが、湖畔道路沿いの2カ所に自治会が独自に防犯カメラを設置している

ことは認識しております。

次に、湖畔通り沿いに設置された防犯カメラと同様の手法で防犯カメラを設置することについてであります。湖畔通り沿いに設置されました防犯カメラは、湖畔地域の自治会の皆様が、近隣住民の合意のもと、管理運営の全てを自治会が実施することを前提に、東大和警察署を初めとするさまざまな関係機関との調整により設置されたものであります。同様の手法で設置できるかどうかは、個々の事案によるものであると認識しております。

次に、通学路以外に防犯カメラを設置することについてであります。防犯カメラはプライバシーを保護する観点から、設置について慎重に対応する必要がありますが、適切に運用することで犯罪防止に一定の効果があるものと認識しております。設置の方法等につきましては、今後も研究してまいりたいと考えております。

次に、桜が丘4丁目の市道第707号線と旧芋窪街道の交差点及びその付近の安全対策についてであります。当該交差点は都道と市道が交差する場所です。東京都、東大和警察署、市で連携し、注意を促す路面標示などの安全対策を行い、交通事故防止に努めております。

次に、ちよこバスのルート改正後の利用状況及び今後の課題についてであります。平成27年2月に運行改善を行った後の利用状況につきましては、平成26年度の輸送人員と比較し、平成27年度は5%の減、平成28年度は2%の増となっております。運行改善当初は、変更による影響を強く受けたものと考えますが、運行形態が市民の皆様に浸透するにつれ、利用者の増加が見られるようになってきたと思っております。また、平成28年10月にさらなる利便性の向上を目指して、市役所での循環ルートと往復ルートの乗り継ぎにかかる待ち時間を短縮するダイヤ改正を実施しました。しかし、時には交通事情により、一部に乗り継ぎができない状況が発生しているため、現在、改善に向けた検討を行っております。今後も公共交通網の一翼を担う機関として、利用しやすいちよこバス運行に努めてまいります。

次に、コミュニティタクシーに関する取り組みについてであります。市では公共交通空白地域におけますコミュニティ交通を考えるため、東大和市コミュニティバス等運行ガイドラインに基づき、地域の皆様とともに地域のふさわしい交通の検討に取り組むこととしております。現在、芋窪地域と湖畔地域に地域の皆様による検討組織が立ち上がり、コミュニティ交通に関する勉強会を初めとして、地域内の道路状況の調査などを実施し、運行ルート設定に向けた検討に取り組んでいるところであります。

次に、AEDのコンビニ設置の推進についてであります。AEDを夜間や休日にも営業しているコンビニエンスストアに設置することにつきましては、一般財団法人日本救急医療財団が策定したAEDの適正配置に関するガイドラインにおいても設置が考慮される施設として例示されているところであります。市としましては、事業所として設置していただけるよう協力を要請していくことが必要ではないかと考えております。

次に、AEDの小中学校の屋外設置についてであります。現在、市では市立小中学校全校にAEDを設置しております。万一、休日、夜間の施設利用中にAEDを必要とするような事態が発生した場合には、誰でもAEDを利用できるよう必ず目にする場所にAEDの設置場所等を示す看板を複数設置しておりますので、現時点で屋外へ設置することは考えておりません。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、今後の設置計画についてであります。現在のところ市がコンビニエンスストアにAEDを設置していく計画はありませんが、コンビニエンスストアにつきましてはAEDの設置が考慮されるべき施設でもありますことから、事業所として設置していただけるよう、協力を要請していくことが必要ではないかと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 初めに、東京都の補助制度を活用した小中学校トイレの洋式化につきましては、このたび東京都の補助制度が整備されましたので、この補助制度の内容を精査した上で、当市の実態を踏まえ、この機会に効果的、効率的な整備に努めてまいります。なお、補助制度を活用し、事業完了後10年未満に長寿命化や大規模なトイレ改修などを初めとする財産処分を行う工事を実施しますと、補助金の返還が必要となりますことから、今後策定する整備計画を視野に、慎重に対応してまいりたいと考えております。

次に、小中学校のトイレ整備状況についてであります。学校施設につきましては、児童・生徒の安全を第1に環境改善に取り組んでまいりました。引き続きトイレの小規模な修繕等につきましては、学校やPTAからの要望に基づき対応してまいります。そのほか、小中学校の尿石除去清掃及び小学校のトイレの洋式化を引き続き実施してまいりたいと考えております。

次に、小中学校におけるAEDの屋外設置についてであります。AEDを必要とするような事態が発生した場合には、いつでも誰でも使用できるよう、現在は用務員室や玄関付近に設置しております。また、AEDの設置場所を示す看板を学校に来た人が必ず目にする場所や、夜間でも見えやすい場所等に設置するなど、複数箇所に掲示しております。さらに、休日や夜間に校庭や体育館を利用する団体につきましては、世話人会等でAEDの設置場所や使用方法等について説明し、周知徹底を図っております。このようなことから、AEDの屋外への設置につきましては現時点では検討しておりません。

以上でございます。

---

○議長（押本 修君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時46分 延会